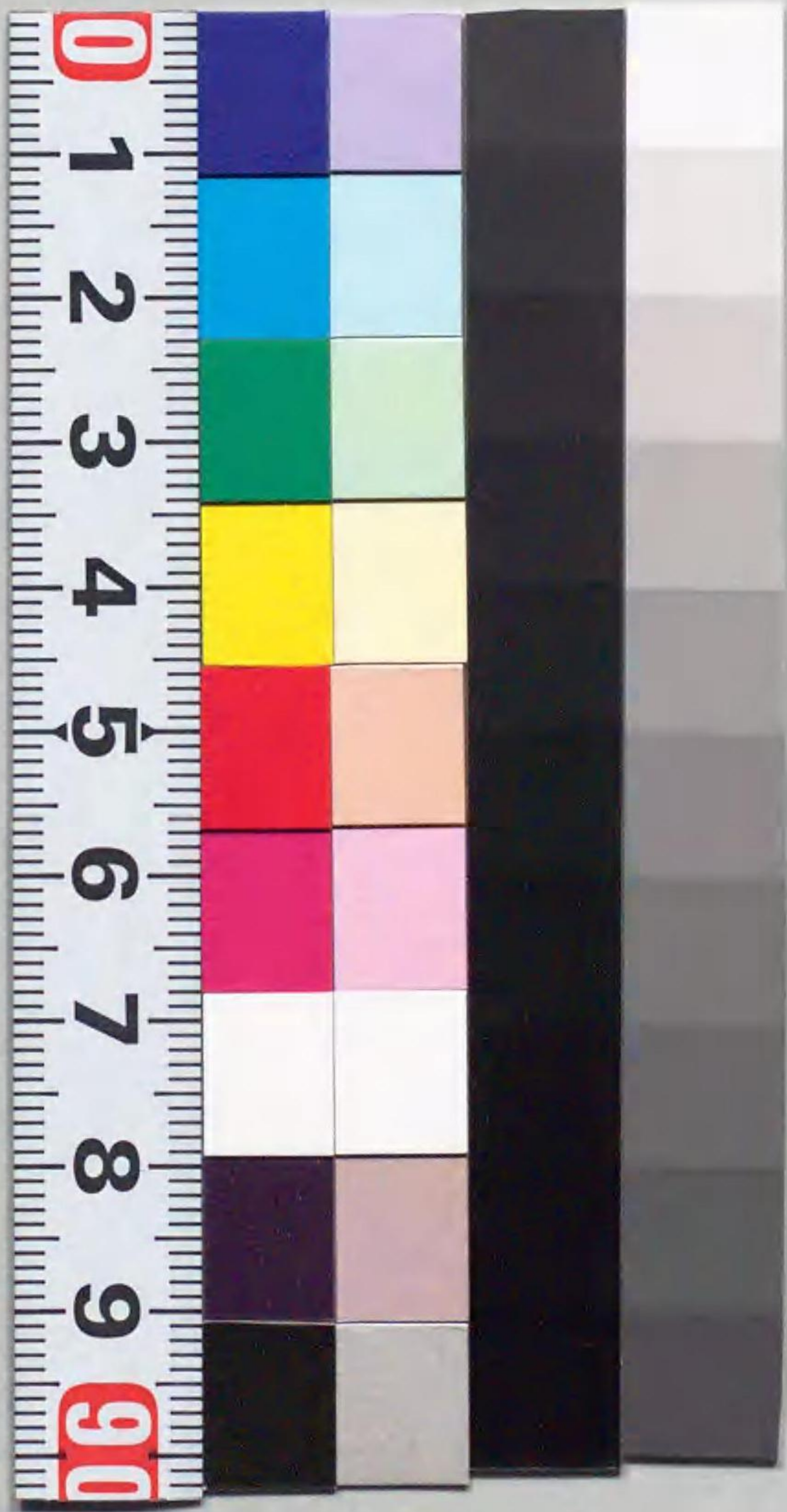


607
60

607-63
1200501911330



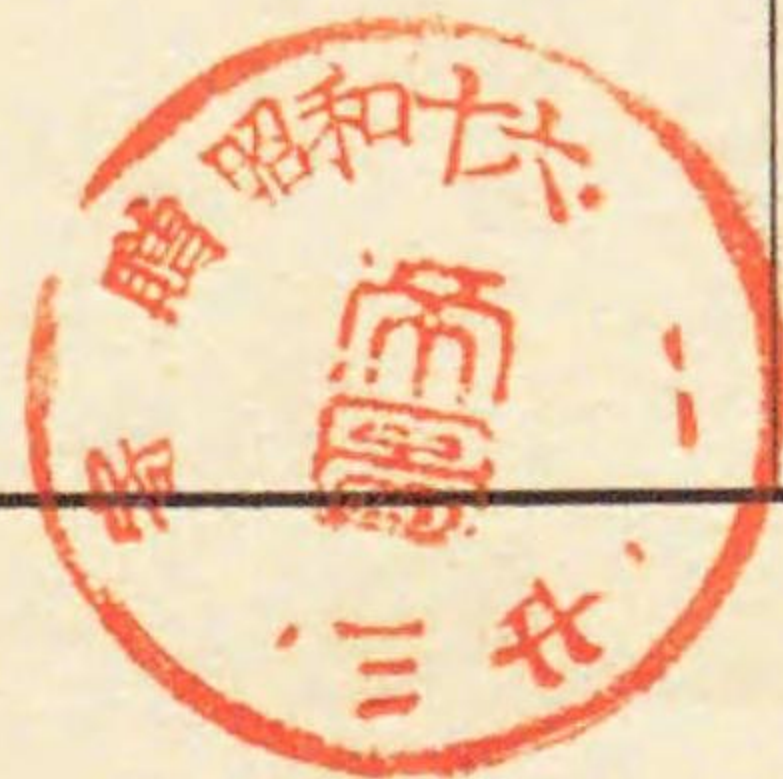




中央大學教授 商學士 橋本良平 著

現代の株式會社

東京 大阪屋號發行



木村利吉氏

寄贈本

607
163口

序

株式會社の名の吾人の耳朶を打つもの何ぞ甚だしき。株式會社の企業形態は、從來主として商工鑛業に局限せられたが、近時水産農林の方面にまで其手を延べ、今や殆んど大中の企業にして、此組織によつて經營せられざるものなきに至り、又個人若くは少數者の合資せる小規模の企業も、機會ある毎に競つて之を株式組織に改めむとし、恰も株式會社は企業の唯一形態たるかの觀がある。されば今、國富の大部分は株式會社によつて作出せられ、又職を求めむとする者は、概ね株式會社の門に走る。翻つて巨資を擁する者は、必ず大株主たり、小資を蓄積せる徒は、やがて株式を購はむとして、日夜其選擇に没頭し、取引所の名は、株式取引

所に獨占せられ、營利雜誌は株式放資を教ふるもの一頭地を抜き、又街頭に慌たゞしく夕刊を求むる者は、先づ株式市況を見る。立身を夢見る輩は如何、大臣大將たらずんば、必ず社長たらずんば、寔に是れ株式會社時代ではある。

さるに拘らず、株式會社に關する知識は、案外に大衆の腦裡に浸透して居ないのである、危いかな蛇鰻を判別せざる色盲者！著者茲に鑑み、秋昨株式會社讀本の祖述に志し、而して今にして此著を完る。

題して現代の株式會社と爲す、主として現代日本の株式會社の事情を叙し、之に參考として歐米の事象を附加せるものである。説くところ深遠ならざるも、其範圍を廣汎に、又中心を事實に置き、之に幾分の論議を加へて——更に實務を知らむとする士は、

別に拙著「株式會社實務誌」を繙かれたく、又深く拙論を検せむとする向きは、拙著「會社の組織及其經營」附論並に商事研究、企業經營、會計、明大商學論叢等の諸誌を涉獵されたい。

株式會社の研究は著者畢生の事業である、願れば著者が此に指を染めてより今や二十年に近い。唯固と菲才、されば質必しも優ならず、量は大なりと雖も、其徒らに大なるの譏あるを免れない、されど其熱に於ては他に譲るものなし。大方幸に之を諒とし、希くば小閑此小文を検し、遺漏を指示せられよ。

昭和五年四月

相州鎌倉の野莊にて

著者識

目次

第一章 總說(大觀)	1
第二章 設立	11
第一節 定款	11
第一款 總記	11
第二款 定款の記載事項	11
第三款 定款例	19
第二節 出資	31
第一款 總記	31
第二款 金錢出資	31
第三款 現物出資	33
第三節 設立の手續	50

第四節 設立の登記

- 第一款 設立登記の時期……………五七
- 第二款 設立登記の事項及び手續……………五八
- 第三款 設立登記の効力……………五九

第三章 株式及び株主

第一節 株式

- 第一款 總記……………六二
- 第二款 株式の金額……………六三
- 第三款 株式の種類……………六三
 - 一、記名株及び無記名株
 - 二、舊株及び新株
 - 三、優先株普通株及び後取株
 - 四、發行株及び未發行株
 - 五、保證株
 - 六、水株
 - 七、無額面株
- 第四款 株式の所屬……………七五
- 第五款 株式の移轉……………七六

第六款 株式の質入……………七六

第七款 株式の消却……………八〇

第八款 株券……………八〇

第九款 株主名簿及び株式臺帳……………八三

第二節 株主の權利……………八四

第三節 株主の義務及び責任……………九一

- 一、株主の義務
- 二、株主の責任

第四章 機關……………九七

第一節 株主總會……………九七

- 一、決議事項
- 二、種類及び權能
- 三、招集の方法
- 四、決議の方法
- 五、株主議決權
- 六、決議の無効
- 七、定時總會招集の時期

第二節 取締役……………一〇七

- 一、取締役の選任
- 二、取締役の職務
- 三、取締役行爲の制限
- 四、取締役の責任
- 五、取締役の権利
- 六、取締役の辭任解任及び退任

四

第三節 監査役

..... 一三〇

- 一、監査役の選任
- 二、監査役の職務権限
- 三、監査役の責任及び權利
- 四、監査役の辭任解任及び退任

第四節 検査役

..... 一三六

- 一、検査役の職務と其選任資格
- 二、検査役選任の場合と其調査内容

第五章 増資及び減資

..... 一三〇

第一節 増資

..... 一三〇

- 第一款 前記..... 一三〇
- 第二款 増資の種類と其事情..... 一三二

- 一、實質的増資
- 二、形式的増資
- 第三款 増資の手續..... 一三五
- 第四款 増資の登記..... 一五六
- 第五款 新株券の發行..... 一五七
- 附 說 所謂變態増資に就て..... 一五八

第二節 減資

..... 一五九

- 第一款 減資の種類と其内容..... 一五九
- 一、形式的減資
- 二、實質的減資
- 第二款 減資の方法..... 一六六
- 第三款 減資の手續..... 一六八
- 第四款 減資の登記..... 一七三

第六章 整理

..... 一七四

第一節 前記

..... 一七四

第二節 整理の手段……………二七四

- 一、経費の節減及び内部組織の革新
- 二、債務元金又は利子の減免若しくは支拂延期
- 三、一部株金の切捨及び新資金の調達
- 四、整理會社の設立
- 五、重役大株主の出捐
- 六、他會社との合同又は他の企業家へ經營の委託等
- 七、其他の方法

第七章 起債……………一八一

第一節 總記……………一八一

第二節 社債……………一八五

第一款 社債の意義……………一八五

第二款 社債發行の條件……………一八五

第三款 社債の種類……………一九一

- 一、短期社債
- 二、長期社債
- 三、不定期社債
- 四、保證擔保附社債
- 五、物上擔保附社債
- 六、無擔保社債
- 七、記名社債及び無記名社債

債

第四款 社債發行の事情……………二〇三

第五款 社債發行の手續……………二〇四

第六款 債券及び社債原簿……………二〇八

- 一、債券
- 二、社債原簿

第七款 社債の讓渡及び質入……………二二〇

第八款 社債の償還及び借換……………二二三

第三節 借入金……………二二五

第四節 商取引上の債務……………二二六

第八章 決算……………二二八

第一節 前記……………二二八

第二節 決算の手續……………二三〇

第一款 損益計算……………二三〇

- 一、經常損益 二、臨時損益 三、資産評價損益
- 第二款 純損益の處分 二四〇
- 一、純益金の處分 二、純損金の處分
- 附 說 蝸配當及び秘密積立金 二五三
- 第三款 決算に關する法律規定 二六〇
- 第三節 決算書類の内容及び考課狀 二六三
 - 一、決算書類の内容 二、考課狀

第九章 合同 二六五

- 第一節 前記 二六五
- 第二節 合併 二六五
 - 第一款 合併の手段 二六五
 - 第二款 合併の目的 二六七
 - 第三款 合併の種類 二六九

- 第四款 合併の條件 二六九
- 第五款 合併の手續 二七二
- 附 言 新設會社及び存續會社の資本金額 二七六
- 第六款 合併の實狀 二七九
- 第三節 結合 二七九
 - 第一款 結合の目的と其手段 二七九
 - 第二款 持株的結合 二八〇
 - 一、支配會社 二、金融會社及び證券引受會社 三、放資會社
 - 第三款 信託的結合 二九四
 - 附、モダーン・トラスト 二九四
 - 一、舊トラスト 二、ウォチング・トラスト
 - 第四款 債權的結合 二九九
- 附 說 聯合 三〇一
 - 第一款 聯合の意義 三〇一
 - 第二款 聯合と合併及び結合 三〇二

第三款 聯合の實狀と其前途……………三〇三

第十章 解散……………三〇五

前言……………三〇五

第一節 解散の原因……………三〇五

第一款 我商法上の原因……………三〇五

第二款 經濟上の原因……………三〇六

第二節 解散の手續……………三〇八

第一款 解散の公示……………三〇八

第二款 清算……………三〇九

- 一、清算人の決定解任辭任退任及び終任
- 二、清算人の權利義務
- 及び責任
- 三、清算人の選任並に其變更の登記
- 四、清算人の職務

第三節 會社書類の保存……………三二一

第十一章 鑑別……………三三一

第一節 前記……………三三一

第二節 貸借對照表の鑑別……………三三三

第一款 單一貸借對照表の視察……………三三三

- 一、綜合的視察
- 二、各項目個々の視察
- 三、其他の見方

第二款 貸借對照表の比較……………三四五

- 一、資産の部負債の部各合計の比較
- 二、同一分類又は項目の比較

第三節 財産目錄の鑑別……………三四八

第一款 單一財産目錄の視察……………三四九

第二款 財産目錄の比較……………三五三

第四節 損益計算書の鑑別……………三五四

附、損益處分案の視察……………

第一款 單一損益計算書の視察……………三四

第二款 損益計算書の比較……………三五

附、損益處分案の視察……………三五

第五節 結言……………三五七

第十二章 附説……………三五九

目次終

第一章 總説(大觀)

株式會社(英 Joint Stock Company, 獨 Aktien Gesellschaft, 佛 Société anonyme)は、資本を株式に分ち、且つ社員の責任を其出資額に限れる會社である(註一)。

註一 唯例外として、英米には社員が所謂保證責任 Reserved Liability、又は無限責任 Unlimited Liability を負ふ株式會社がある、本章末尾參考一に再説。

株式會社の目的は、零細なる資金を集結して老成なる資本團を形成し、専ら資本の力を以て大規模なる企業を經營するにある。而して是れ株式會社特有の性質である。之を我商法が認めたる他の三種の會社組織に見る、皆亦一方資本の合同を必要とするも、他方少くとも之と並びて、人の結合が其實質的要件——無限責任——である。然るに獨り株式會社は、資本を唯一の活動要素とし、且つ其信用の唯一終局の擔保として——有限責任——人の結合は

單に資本集成の手段である(註二)、即ち株式會社は純然たる資本團體である。語を法學者に藉れば、資本は株式會社といふ法人の本體である。

註二 合名會社 人的要素—物的要素

合資會社及び 人的要素

株式合資會社 物的要素

株式會社 物的要素—人的要素

社員は其出資額に相當する株式を所有する、此故に此會社に於ては、社員を特に株主と稱へる。我商法に於ては、株主の數を七人以上と定めて居るが、實際は其性質上多くそれより遙かに多數で(註三)、多きは數萬人にも達し、又大會社となれば、全國は勿論外國にまで株主が分布されて居る(註四)。我國に於ては、多くの會社が、一株の金額を五拾圓と爲し、稀に百圓、貳百圓、貳拾圓等と爲せるものがある。之に對しては相當の株券を發行し、株主は之を自由に他に讓渡することが出来る。株主の出資は、財産の一種に限定せられ、

多くは金錢を以てするが、又一部は其他の財産、即ち所謂現物(又は「有價物」)たることも尠くない。

註三 唯所謂保全會社、其他親戚知已間に組織するもの、即ち所謂密接會社

Close Company は、大抵十數人以内である。又英國には所謂私會社 Private Com-

panyがある、變態の株式會社であるが、其株主數は二人以上五十人以内に限定されて居る。

註四 我國に於ても、東京電燈株式會社の約五萬五千人を筆頭に、大會社の中には、株主數、萬を以て數ふるものは尠からずある。彼の有名なる合衆國製鋼會社 The United States Steel Corporation の如きは、株主數實に數十萬人、二十箇國にも亘り、邦人中にも株主たる者があるといふ。

株式會社の經營方法は、甚だ合理的に仕組まれてある。即ち會社の業務は、株主總會、取締役及び監査役の三機關を以て處理する。株主總會は株主の總會議であつて、之を會社最高の機關(意思機關)と爲し、凡そ重要な事項は、一に之が決議を俟つて行はれる。取締役は會社を代表し、又會社業務を執行

する機關(代表執行機關)とし、我商法に於ては、一定數(それは定款を以て豫定する)以上の會社株式を所有する者の中より、株主總會之を選任し、其數を三人以上、又其任期を三年以内とされて居る。次に監査役は、取締役の行爲を監督するために設けられたる機關(常設監査機關)であつて、我商法によれば、亦會社株主中より株主總會之を選任し、其任期を二年以内と爲すべきものとなつて居る。併し實際は亦取締役と同じく、一定數以上の會社株式を有する者の中より、一定數を選任することにして居るのである。尙ほ我商法は、以上の外臨時監査機關として、検査役の制度を設けて居る。唯此等の詳細は、後章に更めて説述することとする。

今日各種會社の中で、其數に於ても、又其資本金額に於ても、第一位を占め、特に大企業は殆んど全く此組織によつて行はれて居る。蓋し株式會社がかくの如く隆昌を致せるは、其社員(株主)の責任が總て有限なると、其持分(株式)の讓渡の自由なることに因るものである。即ち其責任が出資額までに限

定されて居るために、何人も安んじて株主となるし、又株式は讓渡が自由であるので、放資の目的物として歓迎せられて、有利なる企業ならば、容易に此組織によりて成立し、而も大資本を結成し得るのである。特に投機的企業は、殆んど此組織によつてのみ行はるゝものといつて大過ない。

唯取締役の多數は、多くの場合に於て、同時に大株主ではあるが、尙ほ會社資本の一部分を醸出して居るに過ぎないのが一般で、又其責任は有限であるので、同じく會社業務執行者でも、合名會社や合資會社等の無限責任社員に比べては、自然熱誠及び努力の點に於て劣るところあるは免れない。且つ又重大なる事項は、株主總會の議決を経る必要があるところから、時に經營上の敏活を缺くことがないでもない。

株式會社は右様の長短を有するので、此組織は主として大資本の威力を以て企業の目的を達し得べきものには、最も適當なるものといふことが出來やう。

唯之は餘事ではあるが、株式會社の人氣あるに乘じ、往々此組織を利用し、發起屋と稱せらるゝ虚業家が、價値なき會社を濫設し、一般社會を毒することがある。又他方には其大勢力を利用して、或は單獨に又或は他會社等と結託して、生産の制限、賣價賃率の釣上げ、其他不自然なる行動に出で、一般社會の安寧幸福を害し、我利を計る徒がある。此等弊竇は、よろしく國家の力を以て制禦し、又經營の局に當る者も、かくの如き不當なる行爲に出でざる様留意すべきであらう。

株式會社は中世の後期、伊太利に於ける公債所有者組合、及び北歐に於ける船舶共有者組合に端を發し(註五)、紀元十七世紀に入りて漸く一般に採用せらるゝに至つた。而して今日に於ては、前說せる如く、企業形態中に王座を占めて偉觀を呈して居るのである。我國に於ては、明治初年通商會社及び爲替會社の設立により會社の濫觴を見、爾後續々各種の産業に大小幾多の會社が設立せられたが、今日の意義に於ける會社の多數に設立せらるゝに至つた

のは、舊商法の一部を成す會社法の實施を見たる明治二十六年以降のことである。唯明治三十二年新商法の出づるまでは、株式會社は免許制時代で、尙ほ振ふに至らず、合資會社が全盛を極めたのであるが、新商法は株式會社に準則設立を認めたるにより、爾後其發達著しく、今日に於ては、會社數約二萬四千、公稱資本金約百九十億圓、内拂込資本額百二十億圓と註せらるゝに至つたのである(註六)。

註五 株式會社の起原に就ては、種々の説があるが、之が其最も有力なるものである。

註六 株式會社統計

年次	社數	公稱資本金(單位百萬圓)	拂込資本金(單位同上)
明治二十九年	二、五八五	—	三五八
同 三十一年	三、四七五	—	五六〇
同 三十四年	四、三三七	—	七四五

同 三十八年	四、二一六	—	八五八
同 四十一年	四、七三一	—	一、〇三七
大正 五年	九、一五八	三、八二七	二、四五一
同 八年	一七、四九六	一〇、一六四	五、七六五
同 十一年	一九、七〇二	一六、六〇一	九、八七〇
同 十四年	二二、二六九	一七、七八四	一〇、八〇二
昭和 三年	二四、六二四	一九、四〇六	一二、〇四二

備考 明治四十一年までは農商務省の調査で、株式合資會社を含む。大正五年以後は日本銀行の調査。

歐米及び我國の會社の歴史に就ては、兒林百合松氏著「會社論」に詳細なる説が載つて居る。

参考一 英國には Company Limited by Guarantee と稱する會社組織がある。之には資本を株式に分割せるものと、然らざるものと二種類あるが、前者は本章註一に所謂保證責任——會社が其債務を完済する能はざる場合に於て、社員が其出資額以上尙ほ一定金額まで、各自々己の財産を齎出して、其辨

濟の責に任ずるもの——の株式會社である。現に此國に於ける普通銀行は殆んど例外なく、其株金と同額まで追加齎出を爲す保證責任株式會社である。米國の國立銀行は、法律により亦同様の組織になつて居る。英國には又 Unlimited Company と稱する會社組織がある。之亦資本を株式に分割せるものと、然らざるものと二種あるが、前者は本章註一に所謂無限責任の株式會社である。唯今日に於ては、稀に銀行業、保險業等に其例があるのみである。米國に於ても或州で之を認めたものがあるが、事實は殆んど存在しないといふ。尙ほ此種例外の株式會社に就ては、雜誌「會計」昭和三年十二月號所載、拙稿「會社々員の責任に就て」を參考ありたい。

學者の中には、株式會社を其社員の責任の有限なるものに限り、從て社員が此種の責任を負ふ場合は、假令資本が株式に分割されて居ても、株式會社と稱すべきでない主張する者がある。

参考二 唯總社員の責任の有限なる點に於ては、獨逸には別に所謂有限責任會社 Gesellschaft mit beschränkter Haftung od. G. m. b. H. と稱するものがある。中世以來整頓し來れる四種の會社組織——其實質我商法の認むる四種の會社

に同じ——が、企業界に充分なる満足を與へなかつたので、一八九二年以來新たに認められたるものであるが、社員を通常知人の間に求め、株式を發行せず、自然資本は一般に僅少で、小規模の企業を行ふに適するものである。其詳細は拙著「會社の組織及其經營」第二章第七節有限責任會社を参照ありたい。英國に於ても千九百六年同様の會社を認むるに至つた。

参考三 我國に於て資本金額一億圓以上を有する株式會社は凡そ二十ある。其内南滿洲鐵道會社及び東京電燈會社が兩横綱で、孰れも四億圓以上の資本を擁して居る。外國特に米國には、更に大資本の株式會社がある。既說せる合衆國製鋼會社の二十三億四千萬弗(千九百二十二年末)、米國電話會社 The American Telephone and Telegraph Company の二十一億六千萬弗(千九百二十二年末)の如きは其尤なるものである。

第二章 設立

第一節 定 款

第一款 總 記

我商法は、株式會社を設立するには、發起人は先以て定款を作ることとする旨を定めて居る。定款は株主相互間の規約である、之に於て會社の名稱、目的、資本、組織、其他經營上基準たるべき一切の必要事項を定め、會社は一に之によつて活動を爲すのである。次に其内容の詳細を説述する。

第二款 定款の記載事項

(甲) 我商法の規定する記載項目

我商法が規定せる株式會社の定款記載事項には二種類ある。一は所謂絶對的必要事項であつて、此種項目の一つでも缺けて居るときは、其定款は無効

となるもの、二は所謂相對的必要事項であつて、之を記載しなくても、定款其ものは無効ではないが、其事項丈は、法律上効力を生じないものである。商法が何故に相對的必要事項を規定したか、それは此等の事項を發起人が決めて置きながら、それを定款に記載しないと、一般株式引受人なり、又は株主なりが、不測の損害又は不利益を蒙ることがあるからである。詳言すれば、若し斯様な事實があるならば、自分は株式を引受けるではなかつた、といふ様なことが、後日出來しない様にしたのである。

扱て然らば先づ其所謂絕對的必要事項とはどんなものか。次に之を列挙し、且つ其中必要なるものには、聊か説明を附加してみやう。

(1)目的 之は具體的なる營業の目的を指すもので、例へば、藥品の製造並に其販賣と爲すが如きである。

(2)商號 之には必ず株式會社の四字を、其どこかに差加へなければならぬ。

(3)資本の總額 之は所謂公稱資本金の高である。

(4)一株の金額。

(5)取締役が有すべき株式の數 之は當該會社が、其資本の高なり、一株の金額なり、其他の事情により適宜に定めるのである。

(6)本店及び支店の所在地 若し設立の當初より支店を設けなければ、本店の所在地丈を記入すべきである。

(7)會社が公告を爲す方法 之は特定のものとし、臨機の方法を採ると爲す如きは不可である。

(8)發起人の氏名住所。

(9)發起人の署名。

但し以上の内、(5)(6)及び(7)の三項目は、定款作成の際は記載を見合せて置いて、創立總會又は株主總會で、所謂特別決議の方法により(註七)、之を補足することとして差支ないものと定められて居る。

註七 所謂募集設立、即ち一部株式を募集する場合には創立總會、又所謂發起

設立、即ち發起人が總株式を引受くる場合には、第一回の株主總會と解釋されて居る。尙ほ所謂特別決議の方法は、後章株主總會の説明に更めて叙説する。

次に其所謂相對的必要事項は左の通りである。

(1) 存立の時期又は解散の事由 今日多くの定款は、存立時期を掲げて居る。併し其満期に至り、營業を繼續することは勿論自由である。

(2) 株式の額面以上の發行 之は所謂プレミアム附發行のことである。我國では、設立の際株式をプレミアム附で發行することは稀であるので、原始定款に此項目を記載せるものは減多にない。尤も新株發行の際には尠からずあるが、大抵其時に至つて、初めて此項目を挿入して居る。

(3) 發起人が受くべき特別の利益、及び之を受くべき者の氏名 所謂發起人利益の一種として知らるゝものであつて、例へば、發起人何某には、設立後何年間は、每期純益の五分又は純益中より何百圓を與へるとか、將

來新株の發行ある場合には、幾株までは平價を以て引受ける特權を與へるとか、或は會社營造物の一部を、無償貸與するとかいふの類である。此種事例は、英國の發起人株、獨逸の利益享有證、米國に於けるトラストの普通株(註八)といふ様に、外國には乏しくないが、我國では殆んど其例なく、從て定款にも通例見ない。

註八 一、英國の發起人株 英國に於て發起人の功勞に對し、無償で交付される株式で、一般株主に定率の配當を爲した後、尙ほ殘餘利益あるときは、其一部若くは大部分を配當される仕組になつて居るが、株数が少ないので、屢々高率配當を受くることがあるといふ。二、獨逸の利益享有證 獨逸に於て通常發起人の功勞に對し、無償で與へられるもので、會社の純益が一定額以上に達したとき、其超過分に就き一部の分配に與る權利ある證書である。三、米國に於けるトラストの普通株 米國に於て從來トラストの組織された場合を見るに、新會社(合同會社)の資本は、多く舊會社(被合同會社)の資本合計より遙かに大なるものとし、而して其内舊會社の資本に相當する部分を優先

株を爲して、之を舊會社の株主に交付し、他を總て普通株として、全く拂込なしにて……所謂 Stock-watering……其一部を優先株主(舊會社の株主)に、又他の一部をトラストの發起人へ功勞株として與へることが行はれたものである。

(4) 金錢以外の財産を以て出資の目的と爲す者の氏名、其財産の種類、價格及び之に對して與ふる株式の數 今日此事實は尠からずあるが、後節にも述べるが如く、形式は之を避けて居るのが普通で、從て定款には餘り見受けなない様である。

(5) 會社の負擔に歸すべき設立の費用、及び發起人が受くべき報酬の額 前者は所謂創業費で、之は例外なく記載されて居る。通常例へば何萬圓以内と定める。後者は亦所謂發起人利益の一種であるが、我國には從來其例に乏しい。

(乙) 我商法の規定する項目以外の記載項目

定款には法定以外の項目でも、其適法なる限り、之を併記して差支ない。

我商法も亦之を豫想して居るのである。而して今日各會社は、例外なく此種項目を記載して居る。今其普通のものを次に掲げてみる。

(1) 株券の種類 即ち一株券、五株券、十株券、百株券等のことである。

(2) 株金拂込に關する件 即ち拂込の時期及び程度、並に拂込遲滞に對する制裁等。我國では拂込は一般に數回以上に分割して行はれて居るのである。

(3) 株式讓渡の手續、紛失又は毀損株券處理の方法、相續遺贈等による株式取得の場合の手續、株式名義書換停止の件等 此等のことは、多く別に株式取扱規程といふものを設け、之に其詳細を規定するのが通例であるが、定款にも其大略のことを記載するのである。

(4) 取締役及び監査役の員數、資格、任期、職務、社長、專務取締役等の選出、缺員、報酬、取締役資格株供託に關する件等 右の内資格は前にも述べた通り、取締役の方は定款の絶對的必要事項であるので、勿論のこ

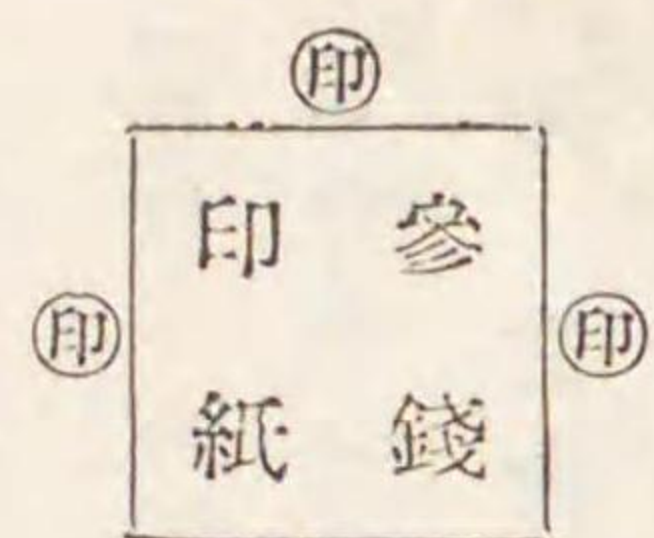
とながら、監査役の方も、既に總説に述べた如く、例外なく例へば幾十株以上を有する株主中より選任すると定めて居る。尤も其株数は、多く取締役資格株数より少くしてあり、五割から七割位までが通例である。任期は大抵商法の規定を酌み、取締役三年、監査役二年として居る。報酬は定款に具體的に定めるのでなく、株主總會の決議で決めるとして置くのが普通である。

(5)株主總會の會期、議長、議決權、決議の方法、代理議決等 株主總會の會期は、大抵決算期の翌月に當る月を記入する。議決權は、多く商法の原則通り一株につき一個、決議の方法としては、商法の規定する所謂特別決議及び普通決議のことを、其儘記入して居るものもあるが、之は例外で、多くは賛否同數の場合には如何するか、或は偶々商法の規定より一層重き條件のものを定めたりして居る。代理議決は商法の認むるところであるが、定款は一般に其代理人を會社株主に限定して居る。

(6)會社の計算 決算期、純益金處分の方法等のことを規定するのである。

第三款 定款例

次に参考として、株式會社定款の一例を掲げ、尙ほ其内容中不審と思はる箇所を説明を加へてみやう。



日本藥品株式會社定款

第一章 總 則

第一條 當會社ハ日本藥品株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ設置ス

(或は

當會社ノ本店及ヒ支店ノ所在地左ノ如シ

本店 東京市

支店 大阪市 名古屋市

第三條 當會社ハ各種ノ藥品ノ製造販賣並ニ之ニ附帶スル業務ヲ營ムヲ以テ
目的トス

第四條 當會社ノ資本金額ハ壹百萬圓トス

第五條 當會社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル中外商業新報ニ掲載シテ之ヲ
爲ス

(或は)

當會社ノ公告ハ當會社門前ニ揭示シテ之ヲ爲ス)

第六條 當會社ノ存立期限ハ會社成立ノ日ヨリ滿參拾箇年トス

第二章 株式

第七條 當會社ノ株式總數ヲ貳萬株トシ一株ノ金額ヲ五拾圓トス

第八條 株券ハ記名式トシ一株券十株券五十株券ノ三種トス

(株主ハ株券ノ種類ヲ選定スルコトヲ得又何時ニテモ其種類交換ヲ請求ス

ルコトヲ得)

第九條 株金第一回ノ拂込ハ一株ニ付キ拾貳圓五拾錢トシ第二回以後ノ拂込
金額及ヒ期日ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 株主カ株金ノ拂込ヲ遲滞シタルトキハ其遲滞額ニ對シ拂込期日ノ翌
日ヨリ百圓ニ付キ一日金四錢ノ割合ヲ以テ當會社ニ利息ヲ支拂ヒ且ツ遲滞
ニヨリ生シタル費用及ヒ損害ヲ賠償スルコトヲ要ス

第十一條 株券ヲ毀損シ又ハ株券分合ノ爲メ新株券ノ交付ヲ要スル者ハ當會
社所定ノ書式ニ株券ヲ添ヘテ差出スヘシ

第十二條 株券ノ亡失ニヨリ再交付ヲ要スル者ハ當會社所定ノ書式ニヨリ證
人二名以上連書ヲ以テ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ其事實ヲ調査シ且ツ請求者ノ負擔ヲ以テ其旨
ノ公告ヲ爲シ六十日ヲ經過スルモ發見セサルトキハ新株券ヲ交付スヘシ

(又は)

前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ其事實ヲ調査シ且ツ公告其他相當ノ手續ヲ爲シタル後事實判明セリト認メタルトキハ新株券ヲ交付スヘシ

(第十三條 株式ハ取締役會ノ承諾ナクシテ之ヲ讓渡スコトヲ得ス)

第十四條 株式ヲ讓渡シタルトキハ其讓渡人及ヒ讓受人ハ當會社所定ノ書式ニ連署ノ上株券ヲ添ヘテ名義書換ヲ請求スヘシ

第十五條 相續遺贈又ハ法律上ノ規定ニヨリ株式ヲ取得シタル者ハ當會社所定ノ書式ニ記名捺印ノ上其事實ヲ證明セル書類及ヒ株券ヲ添ヘテ名義書換ヲ請求スヘシ

第十六條 新株券ノ交付ヲ請求スル者ハ新株券一通ニ付キ六拾錢ヲ又名義書換ヲ請求スル者ハ株券一通ニ付キ參拾錢ヲ請求ノ際手数料トシテ當會社ヘ支拂フヘシ

第十七條 當會社ハ毎計算期終了ノ翌日ヨリ(又は「毎年六月一日及ヒ十二月一日ヨリ」其期定時總會終了ノ日マテ株式ノ名義書換ヲ停止ス臨時總會ノ通知ヲ發シタル日ヨリ)右總會終了ノ日マテ亦同シ

第十八條 株主ハ其住所氏名及ヒ印鑑ヲ當會社ヘ届置クヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ氏名又ハ印鑑ヲ變更シタルトキハ當會社所定ノ書式ニ證人二名以上連署ノ上届出ヲ要シ又氏名變更ノ場合ハ別ニ第十四條ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

第十九條 株主ノ住所カ外國ニアルトキハ日本國內ニ其通知ヲ受クヘキ場所又ハ代理人ヲ定メ之ヲ當會社ニ届置クヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二十條 當會社カ株主ニ對シテ爲スヘキ通知及ヒ催告ハ株主カ届出テタル住所ニ宛テ之ヲ發送スヘシ株主カ前二條ノ手續ヲ怠ルトキハ當會社ハ諸般ノ通知及ヒ催告ニ關シ其責ニ任セス

第三章 株主總會

第二十一條 定時總會ハ毎年六月及ヒ十二月ノ兩度之ヲ招集シ臨時總會ハ必要ニ應シテ之ヲ招集ス

第二十二條 總會ノ議長ハ社長之ニ當リ社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ當ル但シ監査役ノ意見又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ノ請求ニヨリ招集シタル總會ニ於テハ取締役以外ノ株主中ヨリ總會之ヲ選出ス

第二十三條 株主ノ議決權ハ一株ニ付キ一個トス

第二十四條 株主又ハ其法定代理人自ラ總會ニ出席スル能ハサルトキハ當會社株主ヲ代理人トシテ其議決權ヲ行使スルコトヲ得

前項ノ代理ハ會議ノ續行又ハ延期ヲ通シテ同一ノ事項ヲ議了スルマテ權限アルモノトス

第二十五條 總會ノ議事ニ付キ株主ノ贊否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十六條 總會ニ出席シタル株主ハ出席者名簿ニ記名捺印スヘシ但シ出席者代理人ナルトキハ其旨附記スルコトヲ要ス

第二十七條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議録ニ記載シ議長及ヒ出席株主二名以上之ニ記名捺印シテ當會社ニ保存スルモノトス

出席者名簿ハ之ヲ決議録ニ連綴シテ保存スルコトヲ要ス

第四章 取締役及ヒ監査役

第二十八條 當會社ニ取締役七人以内監査役貳人以内ヲ置ク

第二十九條 取締役ハ貳百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ又監査役ハ壹百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會之ヲ選出ス

第三十條 取締役ノ任期ハ參箇年監査役ノ任期ハ貳箇年トス但シ其任期カ配當期前ニ盡キタルトキハ其配當期ニ關スル定時總會ノ終了ニ至ルマテ之ヲ伸長ス

前項但書ニヨル伸長期間ハ參箇月ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十一條 取締役又ハ監査役中缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ招集シ補缺選舉ヲ行フ補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス但シ法定ノ員數ヲ缺カス且ツ業務ニ差支ナキトキハ次ノ定時總會マテ補缺選舉ヲ延期スルコトヲ得

第三十二條 取締役ハ其在任中自己ノ所有スル當會社株式貳百株ヲ監査役ニ

供託スヘシ

前項ノ株式ハ取締役カ退任後ノ定時總會ニ於テ其在任中取扱ヒタル事務ノ承認ヲ得ルマテ之ヲ還附セサルモノトス

第三十三條 取締役ノ互選ヲ以テ社長一名ヲ選出ス

社長ハ社務ヲ總攬シ又會社ヲ代表ス

第三十四條 取締役及ヒ監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計算

第三十五條 當會社ノ計算ハ毎年五月末日及ヒ十一月末日ニ於テ之ヲ行フ

(又は)

當會社ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ同年十二月三十一日ニ終ルモノトシ毎年度末日ニ於テ諸勘定ヲ決算ス)

第三十六條 純益金ハ次ノ各號ヲ控除シ殘額ヲ株主配當金トス

法定準備金 純益金ノ百分ノ五以上

別途準備金 純益金ノ百分ノ七以上

役員賞與金 純益金ノ百分ノ四以内

但シ計算ノ都合ニヨリ純益金ノ全部若クハ一部ヲ次期ニ繰越スコトヲ得

第三十七條 株主配當金ハ毎決算期末日現在ノ株主ニ之ヲ分配スルモノトス

第三十八條 株主ニ於テ配當通知ノ日ヨリ起算シ滿參箇年配當金ヲ受取ラサルトキハ之カ受領ノ權利ヲ失ハシメ當會社ノ收得トス

第六章 附則

第三十九條 當會社ノ負擔スヘキ設立費用ハ金貳千五百圓以内トス

(第四十條 當會社ノ株式ハ額面以上ノ價格ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得)

(第四十一條 昭和何年何月何日ニ終ル計算期ハ之ヲ次回計算期ニ合併ス)

第四十二條 當會社發起人ノ氏名及ヒ住所次ノ如シ

何市何區何町何丁目何番地 何 某

何府縣何郡何町村何番地 何 某

(以下發起人全部住所氏名記載)

右日本藥品株式會社設立ノ爲メ此定款ヲ作成シ發起人一同下ニ記名捺印ス
ルモノ也

昭和何年何月何日

日本藥品株式會社發起人

何 某 ㊟

何 某 ㊟

(以下發起人全部記名捺印)

右補説

(イ)右の内條文全體を括弧してあるのは、其例比較的少きものである。

(ロ)第十七條に於て、株主總會の會日前一定期間、株式名義書換を停止する

譯は、若し此停止をしないと、總會招集の通知を發してから、株式名義
を書換へた分に就ては、現に株主たる者は總會に出席せず、反之既に株
主たらざる者が、總會に出席するといふ不都合を生ずるからである。

(ハ)第三十條に於て、取締役又は監査役の任期が、配當期前に盡きたるとき、
其配當期に關する定時總會の終了に至るまで、其任期を伸長する譯は、
之によつて、特に後任者を選出する臨時總會招集の煩を避けむとするも
のである。併し其伸長期間が餘り長くなる(年一回の決算をする會社では一年にも
なり、又年二回の決算をする會社では半年にも亘ることがある)と、不都合であるので、最
後に但書を以て、之を三箇月以内と制限したのである。従て若し三箇月
以上となる場合には、任期終了直前の定時總會で、後任者を豫選し置く
か、或は特に任期終了時に臨時總會を招集し、其選舉を行ふのである。
(ニ)第四十一條に於て、最初の計算期を次回計算期に合併するとした譯は、
第一回決算が、設立後一二箇月後位の短期である場合に、通常の會社で

は決算の價值が少く、且つ面倒であるので、之を省略せむためである。尤も年一回決算の場合には、此合併は法律上問題である。

(ホ)鐵道會社、水力電氣會社等では、設立後開業まで、相當年數を要するで、其間所謂建設利息を株主に配當するのがある。かくの如き場合には、通常其旨を第五章計算中に規定すべきであらう。

(ヘ)設立の際、名實共に所謂現物出資(金銭以外の財産の出資)を爲す者ある場合、及び發起人に對して特別の利益又は功勞金を與へる場合には、其内容を定款に掲げることがを要することは、前に述べたところである。此場合は、第六章附則中に之を規定するを穩當とする。

註九 定款に關する詳細に就ては、拙著「株式會社實務誌」第一章第二節を參考ありたい。

第二節 出資

第一款 總記

此處に出資とは、企業者が其企業の目的に供するため、財産其他の手段を醸出することをいふ。唯我商法は、株式會社の株主には、其出資の目的として財産のみを認めて居る。

出資は會社活動の原動力である。株主は必ず出資をしなければならぬ。而して之に金銭を以て目的とする場合と、其他の物を以て目的とする場合とにより、所謂金銭出資と現物(有價物)出資との二種別がある。二者は之を出資する者、其評價、履行の時期、程度等に異なるものがあり、別々に取扱ふを便とするから、以下款を分ちて説明を試みる。

第二款 金銭出資

金銭の出資は、今日多くの株式會社に於て出資の大部分を占め、又屢々出

資の全部を成して居る。我商法に所謂株金の拂込とは、即ち此種出資を履行することを指す。出資は通常現實に通貨を以て履行すべきもので、手形其他の代替物を以てするは不可であると解釋されて居るが、實際に於ては小切手、爲替券の如き所謂廣義の通貨を以てする者が尠くない、大目に見るべきであらう。

金錢出資履行の時期及び程度に就ては、我商法は特に規定を設けて居る、尙ほ後者に就ては實際上の慣習がある。そは便宜上次節に説明を譲ることとする。

第三款 現物出資

金錢以外の物たる所謂現物には、それが個々の財産たること、現に一個の營業に包括せらるゝ場合の如く、互に脈絡を有する一團の財産たること、の二様がある。

現物の出資は、我商法は設立の際は之を發起人に限り認めたるものと爲す

解釋が有力である。外國に於ては、法律が明文を以て之を發起人に限定せるものもあるが、又必しも發起人に限らざるものもあつて區々である。

近頃は少しく大きな企業となれば、大抵株式組織で經營せられる様になつて來たので、從來個人、組合、合名會社等をやつて來たものも、相當の規模のものは、次第に株式會社に改組し、又此等企业を擴張又は整理する様な場合には、多く株式會社に變へて仕舞ふ。此際從來の營業は、一團の現物として新設株式會社へ提供せられる。尙ほ甫めて企業を起す様な場合にも、發起人が會社の利用に供するため、自己所有の動産、不動産、特許權、暖簾等個々の財産を、其引受株に對する出資の目的と爲す場合も尠からずあり、設立に當り現物の出資を見ることが多くなつて來た。唯我國では、其事實上の現物出資の例は甚だ多いが、形式は總株式を金錢出資として一先づ會社を成立せしめ、後現物を會社に買取ることにするもの、即ち所謂現物引受が多く行はれるので、名實共に現物出資たる場合は極めて少い。之は前節にも述べた

通り、我商法は現物出資を爲す者あるときは、其出資者の氏名、其種類、價格、及び之に對して與ふる株式の數を定款に記載することを要するものとし、又次節にも述べる如く、募集設立の場合には、更に株式申込證に同様内容の記載を爲すべきことを規定し、尙ほ發起設立の場合には、裁判所の任命せる検査役をして、又募集設立の場合には、創立總會に於て取締役及び監査役、又は検査役をして、其内容の當否を検査せしめるといふ規定を設けて居る、此等手續上の厄介乃至不利益を回避せむためである。

金錢の出資には、其目的たる金錢を評價する必要はない。然るに現物の出資には、其目的たる物を評價しなければならぬ、而も實際上は多くそれは如何様にも評價し得るので、否な穿つていへば、如何様にも評價し得る様な物を出資の目的とすることが多いので、現物の出資者は、自己の發起人たる地位(特に通常中心的發起人)を幸ひ、其出資履行の形式が、現物出資であらうと、將た又現物引受であらうと、共に其自己に最も有利なる方法を選ぶ、今其普通



に採用せられるのは、現物が會社に提供せられた後に於ける其價額、又は收益の高を標準として定めたる價額(註一〇)を豫想して決するものであつて、特に今日現物が一個の營業であることが多いので、後者の方法が普通に行はれる。即ち以上の二方法が、現物を最も高く評價する結果を來すからである。併し此種評價法は、一般に過大の結果を見るので、從て現物出資者に不當に多き株式を與へることとなり、金錢出資を爲す者の利益を害するに至るのである。例へば今資本金百萬圓なる株式會社に於て、半額が金錢を以て、又他の半額が現物を以て提供されたとして、若し其現物が實價四拾萬圓のものに過ぎなかつたといふ結果を見たならば、此會社の實價は九拾萬圓のもので、從て金錢出資者は五拾萬圓の正金を出しながら、當初より九拾萬圓の半額なる四拾五萬圓の實價を擁するに止まるに、現物出資者は四拾萬圓の物を提供して、同じく四拾五萬圓の實價を保有する結果を見る。いはゞ、後者が前者より五萬圓を掠奪した様なものである。それは例外として正當なる評價、乃

至反對に過小なる評價であることもあらうが、先づ通常は以上の如き不都合を見るのである。

註一〇 即ち豫想収益の高を、所謂市場企業標準利率で除したる高である。市場企業標準利率は又企業利率ともいふ。必しも單純なるものではないが、卑近なる例でいふと、株式の利廻りである。一定時に於て一定程度の一定企業には、そこに標準たる企業利率がある。先づ我國では通例七分から一割位までである。

現物評價當否の問題は、他の共同企業形態たる組合、合名會社、合資會社等にも同様に存するところであるが、此等に於ては、通常出資者の間に充分なる諒解があり、又其波及するところは、僅少なる人々の間に限られるに對し、株式會社に於ては、金錢出資者の大多數者、又は往々にして其全部なる多くの一般株主（即ち募集に應じて株主となる者）は、其現物に就ては諒解するところ乏しく、且つ其影響する範圍は廣汎に亘るので、其重要な度は遙かに大き

い。加之現物の過大評價は、所謂過大資本 Overcapitalization の結果を見て、設立の當初より會社財政の基礎を薄弱ならしめ、資本團體たる株式會社には許すべからざるものである。尤も現物出資者の心事を忖度するに、安く獲得せる物を高く賣付けて（即ち多數株式の交付を受けて）、其間に相當の利得を擧げむとするものであることが大多數であるが（註一一）、唯單に此事實を捉へて非難するのは早計である。若し會社設立後に於て、それ丈けの價額を示現するに於ては、此利得は正當なるものといふべく、要は過大評價の結果を處るゝにある。我商法は之に關しては、特に直接明文を設けては居ないが、前にも述べた如く、現物を出資する者ある場合には、種々の規定を設け、又株式の割引發行を禁じて（註一二）、間接に之が弊竇に備へて居るが、既述の通り、所謂現物引受の形式を採る等の手段が行はれて、實効は擧がらない。そは結局現物出資者の道義の念に訴へて、其公正を希求し、又他面に於ては、金錢出資者の充分なる監視討究によつて、之を避ける外途はないであらう。

註一 場合によつては、維持困難なる現在企業を救済せむため、之を現物として出資することにより、株式會社の設立を見ることがある。かくの如き場合には、斯かる積極的の利得を目的とはしないが、併しそれでも、尙ほ出来る丈け高く評價して、損失を軽減せむとする消極的の慾心はある。

註一二 過大資本は實質上割引發行と同じである。即ち例へば四拾萬圓の現物に對して、五拾圓の株式壹萬株を發行するに於ては、一株當り四拾圓となり、拾圓の割引を爲したと同様の結果を見るのである。

現物出資履行の時期及び其程度に就ては、我商法は何等の規定を設けて居ない。其解釋及び實狀は、便宜上次節に述べることとする。

參考四 後章に於て叙説する米國の所謂 Modern Trust 又は Fusion に於ては、被合同會社の株式は新設會社又は中心會社(存續會社)に對し、現物出資となるものである。こは現物出資の代表的なるものといふべきであらう。

以上は設立の際に於ける出資に就て説明したのである。其設立後に於ける場合は、後章の各所に分説することとして、本節には述べないこととする。

參考五 株式會社資本金額の制限

我商法に於ては、株式會社の資本金額に就て、別に直接制限を設けて居ないから、各自自由に決めてよろしい。唯株式會社には七人以上の株主あることを必要せられ、又一株の金額が限定されて居る(詳細後説)から、自然其最低限度は決まつて居るものといふことが出来る。併し實際上其一萬圓以下なるものは稀有であらう。外國では、其最高限又は最低限を定めて居るのがある。

特別法に於ては、其最低限度を定めたものが尠くない。我保險業法、銀行法、貯蓄銀行法、信託業法、取引所令、無盡業法の如きは其例である。又設立に官廳の許可を要するものには、以上特別法の制限の有無に關せず、其設立當時の經濟界の狀況、其會社所在地の關係等により、或一定額以上の資本金を有しないこと、免許を與へないものがある。我銀行、保險會社の如きは其著しき例である。

第三節 設立の手續

四〇

株式會社を設立するには、先以て七人以上の發起人を定めなければならぬ。發起人の數の多いのは、稀に百人以上といふ様なものもあるが、普通には十人以上二十人位までである。多くは其中から數人を選定して、所謂創立委員と爲し、更に創立委員中から、一人の所謂創立委員長(又は「發起人總代」)を選出し、此等の者が實際上會社創立の事務に與る。尙ほ通常設立後は所謂重役となる。發起人は先づ定款を作らねばならぬ。次に各發起人は、必ず株式の引受をしなければならぬ。我商法は其引受株數に就ては何等の規定を掲げて居ないから、一株でも差支ない理であるが、實際は會社資本金の高に應じて、各自相當の株數を引受けるのが普通である。通常株式引受證と稱する書式同文二通に、引受株數を記載して記名捺印し、内一通は設立登記の際裁判所へ提出し、他の一通は會社に保存することゝして居る。

株式は發起人が其總數を引受けることがあり、又一部を引受け、他の一部は發起人以外の者が引受けることがある。我商法は此等兩者の場合に、それ〴〵別々の手續を定めて居る。

今總株式を發起人のみで引受ける場合を、發起設立といふ。又單純設立、同時設立、共同設立等の名もある。此場合には、株式總數引受確定の事實丈けで、會社は法律上成立したものとせられ、茲に各發起人は、遲滯なく其引受株式に對する第一回の拂込(但し株金の四分の一を下らざること)、並に若し額面以上の價格を以て株式を發行したる場合に於ては、其額面を越ゆる金額の拂込を爲さねばならぬ。次に若し發起人中現物出資を爲す者あるときは如何するか。之に就ては前節に述べた通り、我商法は別段の定を設けて居ない、併し實際に於ては、大抵定款(現物引受の場合は通常發起人間に調製せる約定書)を以て之を定めて居るのである。唯此場合に於ては、株式會社の性質よりして、其時期としては、次に述べる検査役の調査開始の時までに限定すべく、次に其程度として

は、其現物に對して與へらるゝ株式金額の四分の一を下らざる額と爲すべきであらう。又若し定款等に何等の規定を設けなかつたときには、其時期は、金錢を以て出資する者の履行期と同時にし、又其程度は、其定款等に定むる場合と同様たるべきものと解釋すべきであらう。之は若し然らずんば、表面大なる資本を標榜しながら、其實殆んど内容のない會社も出ることとなり、株式會社の資本團體たる精神を没却するの結果を生ずるからである。扱て更に發起人は、五選(但し發起人の議決權の過半数)を以て、取締役三人以上及び監査役一人以上(但し其數は、一般に定款を以て定めること、既に定款の項に述べた通りである)を定める。今此等取締役及び監査役は、設立登記の際届出を要する。而して其際之を選任した證據が必要であるから、五選の時に其選任決議書を作つて置くことが必要である。以上の手續を終つたならば、會社設立の内容の内、(1)發起人が設立に就て特別の利益又は報酬を受けたか、(2)現物出資を爲す者があるか、而して以上の二項ありとせば、それは正當なるか、(3)會社が負擔すべ

き創立費用は正當なるか、(4)第一回の拂込、並に若し額面以上の價格を以て株式を發行したる場合に於ては其額面を越ゆる金額の拂込は、完全に出來て居るか如何かといふ、此等の件に就て調査をして貰ふため、取締役の名を以て、本店所在地の地方裁判所へ検査役の派遣を申請する。裁判所が此申請を受けたるときは、通常然るべき辯護士其他の者を臨時検査役に任命し、右請求事項を實地に就き調査せしめる。而して之が終了したならば、次に設立登記の申請を爲すのである。今検査役の調査終了した時といふのは、裁判所が検査役の報告を聽いて何等處分の必要なしと認められた時、又は若し處分の必要ありと認めた場合は其處分を終りたる時即ち裁判確定の時を指すのである。次に發起人與其他の者として總株式を引受ける場合を、募集設立といふ。又複雑設立、漸次設立等の名もある。此場合に於ては、發起人以外の者は、總て株式申込證といふ法定の形式を具へた書式を以て、一應株式引受の申込を爲す。内實は發起人であるが表面は然らざる者(通常賛成人として名を連れる)とか、

或は所謂賛成人も、亦此申込證を以て申込をしなければならぬ。

今株式申込證は發起人之を作る。而して發起人は之に次の事項を書入れなければならぬ、即ち

(1) 定款作成の年月日、(2) 目的、(3) 商號、(4) 資本の總額、(5) 一株の金額、(6) 取締役が有すべき株式の數、(7) 本店及び支店の所在地、(8) 會社が公告を爲す方法、(9) 發起人の住所氏名、(10) 各發起人が引受けたる株式の數、(11) 第一回拂込の金額、(12) 一定の時期までに會社が成立せざるときは、株式の申込を取消すことを得べき旨の十二項、又(13) 存立時期又は解散の事由、(14) 株式の額面以上の發行、(15) 發起人が受くべき特別の利益、及び之を受くべき者の氏名、(16) 金錢以外の財産を以て出資の目的と爲す者の氏名、其財産の種類、價格及び之に對して與ふる株式の數、(17) 會社の負擔に歸すべき設立費用、及び發起人が受くべき報酬の額、の五項の全部又は一部を定款に規定した場合には、其定款に記載したる事項。

發起人は之を通常印刷に附して、同文のもの多數を準備する。今申込人は、會社創立事務所又は申込取扱所から、此申込證用紙二通を申受け、其各通に自己が引受けやうとする株數、及び若し額面以上の價格を以て株式の發行ある場合には、同時に其引受價格、並に自己の住所氏名を記載し、捺印して差出す。同じもの二通を差出す譯は、前説株式引受證の場合と同じ理由によるのである。尙ほ發起人も株式引受證による分の外に、一般申込人と同じく、此申込證によつて株式の申込を爲すもよろしいことになつて居る。

株式申込證は、發起人が先づ前記法定事項を書入れて、之により一は以て發起人が申込人に對する約束と爲し、又他は以て申込入をして、會社設立の事情を充分に知らしめ、以て後日の紛争を防止し、次に申込人は、前記法定事項を書入れて之を差出すにより、將來其申込株數を限度として、株式の引受を爲すべき義務を負ふに至るものである。

株式申込證の様式は、今日一般に略々同じものが用ゐられて居る。而して

之には前記法定事項の外、申込人に参考となるべき他の事項をも書入れてあるのが普通である。尙ほ申込人は、右株式申込證と同時に通常印鑑を差出すことになつて居る。

今以上株式申込證による申込が、其之を必要とする分全部賛成人其他知人の間で纏まれば、事は甚だ簡単に済むが、猶ほそれでは不足で、一般公衆から一部の募集を要する場合には、其申込の勧誘には相當の努力が要る。特に投機的事業、發起人の顔觸れの餘り芳しくないもの、或は財界不況時等には、中々骨が折れる。通常定款、設立趣意書、起業目論見書、株式申込證用紙、印鑑用紙等を多數印刷して汎く之を頒布する。大會社では、同時に新聞廣告を出し、或はラヂオ、活動寫眞(個人企業又は少數者合資企業を株式組織に改める場合、又は増資の場合)等を以て宣傳を試み、又各地の銀行、證券業者等を申込取次所に頼む。此等費用は蓋し大したものであらう。米國では危険性ある會社の設立には、創立費用として株金の一割五分から五割も掛かるといふことである。尤も其

中には内々株の割引をするものもあり、而して此割引料は此費用中に込めるのである。尙ほ此場合には從來我國では通常申込人から證據金を取る(後段再説)。扱て申込が満株になつた時、又は一定時期に於て、發起人は申込を締切る。猶ほ満株に達しなければ、更に募集をするなり、發起人が自ら不足分を引受けることとする。若し之を放任して株式申込證に豫約せる會社成立の最終の時期が到來すれば、申込人は其申込を取消し得るのであるから、(既述株式申込證法定記載事項参照)そこまで立到らぬ先きに何とか結末を付けなければならぬ。以上發起人の引受、並に賛成人、一般申込人の申込で、丁度満株に達したときは、賛成人及び一般申込人の申込は、全部所謂募入となるが、若しそれが總株式以上に達したときには、發起人は其割當をしなければならぬ。割當の方法は、通常株式申込證等によつて、發起人が豫約する。即ち普通に發起人の任意又は按分比例を以て、其割當をなす旨を定めるが、若し株式を額面以上の價格で發行する場合に於て、額面以上の競争募集とするときは、申

込金額の高きものから、順次に募入するものと爲すことが通常である。若し何等豫約をしなかつた場合は、發起人は如何様に割當を爲すも差支ない。即ち餘り好ましからざる申込は除外したり、又は一口の申込の大きなものから募入することも出来るのである。

一體株式の募集は、我國では從來多く發起人自身の手で（尤も前記せる如く、取次所を銀行等に依頼するが）之をやつて居るが、歐米では小會社又は所謂 Close Company は別とし、大中の會社、特に大會社に於ては、仲介機關を経由して、所謂間接發行を爲す場合が多い。今間接發行の方法として知られたるは、所謂 アンダーライティング Underwriting 及び起業金融の二者である。前者は英米に多く見るところで、其方法は仲介機關が株式の賣出に保證を爲し、之に對し會社より相當の保證料 Underwriting Commission を徴し、若し賣残りを生じたときは、之を自己の手に引取ることゝ爲すもので、之に當る者は一般に證券業者である。我國でも近時公債及び社債には、此方法が普通に行はるゝ様になつ

たが、株式に就ては其例は極めて少いのである。後者は特に獨逸に多く行はれ、又米國にも屢々見るところであるが、其方法は、仲介機關が株式を一旦自己の手に引受けて株主となり、後、機を見て公衆に轉賣するもので、之に當る者は、銀行、證券業者、工業會社、専門の起業金融業者等である。工業會社が之を行ふのは、自己の製品を販賣するを目的とするもの、即ち會社の設立又は擴張あるに際し、自己の製品を其會社に現物出資として供するものである。我國でも嘗て一二の例を見たことがある。其他の者が之を行ふのは、其引受價額と賣値との差を利得するを目的とするものである。増資の場合には、此外尙ほ説明を要することがあるが、それは後章に更めて述べる。

扱て申込が満株となり、若くは超過して、發起人が其割當を確定したときは、次に發起人は遅滞なく割當を受けた申込人、即ち株式引受人に對し、株金第一回の拂込（但し發起設立の場合と同様、株金の四分の一を下らざること）を爲すべき旨の通知を發することを要する、而して此通知は二週間前に出さなければならぬ。

今拂込に二週間といふ豫告期間を設けたのは、其間に株式引受人をして、拂込金の準備をさせるためである。従來の例に就て見ると、此猶豫を更に寛大にして、二週間以上の日數(多くは三週間位)後の或日を拂込の最終期日と爲し、或は二週間又は其以上の日數後の或日を初日とする一定期間を指定する等の方法を採用して居る。尙ほ一般より募集する申込人に對しては、通常申込の際申込證據金を差出さしめることは前に寸説したが、(通常一株貳圓五拾錢)之は募入外れの分は返還し、募入した分は、便宜第一回の拂込金中へ充當することが行はれて居るので、從て右様の場合には、株式引受人は第一回の拂込金額中から、右申込證據金額を差引いた殘額を差出す。發起人中現物を出資する者があるときは、亦發起設立の場合と同じく、定款(現物引受の場合は、通常發起人間に調製せる約定書)を以て其履行の時期及び程度を定めるのが普通であるが、株式會社の性質上、其時期としては、之を創立總會開會前までに限定すべく、又其履行程度は、既説發起設立の場合と同様に定むべきであらう。又若し定

款等に何等の規約を設けなかつたときは、亦發起設立の場合に述べたところと同様の解釋に従ふべきであらう。金錢を以て出資を爲す發起人の拂込時期及び程度に就ては、亦定款等に之を豫定するものが多いが、唯其時期は創立總會招集の通知を發する日、又は其以前に限定すべく、又若し何等の規約を設けなかつたならば、一般株式引受人と同時に拂込を爲すべきであらう。次に其拂込の程度は、定款等の規定に拘らず、一般株式引受人と同等と爲すべきである。

株式引受人が期日まで拂込をしなかつた場合には、發起人は之に對し強制履行の手段に出づることを得るは勿論であるが、我商法は之が對策として、別に所謂失權手續を認めて居る。而して今日一般に此後の方法が採用せられて居る。即ち發起人は、拂込をしない株式引受人に對して、更に二週間以上の一定の期間を定めて、其期間内に拂込を爲すべき旨、及び若し其期間内に拂込をしなければ、其權利を失ふべき旨を通知する。それでも猶ほ引受人が

拂込をしなかつたならば、其引受人は茲に権利を失ひ、發起人は其株式に就て、更に株主を募集するを得るに至るのである。尙ほ其失權者に對しては、損害賠償の請求を爲すことが出来る。彼の中込證據金の制度は、其目的は、一は以て第一回拂込の確實を期し、他は以て即ち此場合に備へたものであるので、従て一般に失權者の差出した申込證據金は、發起人の手に没收するの手段に出て居るのである。併し第一回の拂込が完了しない間は、發起人は次の手續に移ることが出来ぬ、そこでどこまでも會社を成立せしめたいとならば、結局發起人の方で拂込なき株式の拂込をしなければならぬ、又引受が取消されたる場合は、發起人が代て之を引受け、其拂込をしなければならぬ。尤も之は強制的のものではないから、會社の成立を急がなければ、敢て無理にもそれには及ばないのである。

斯くして第一回の拂込が完了したときは、發起人は遲滯なく各株式引受人に對し、創立總會招集の通知を發することを要する。而して此通知は總會の

會日から二週間前に發すべきものとし、(尤もそれより長くすることは、差支ないものご解釋せられて居り、實際に於ても、三週間位前に發するものがある) 又其通知書には會議の目的たる事項を記載すべきものと定められて居る。此總會では、先以て發起人(通常發起人總代)が、會社設立に關する諸般の事項、即ち所謂創立事項の報告を爲し、次に株式引受人(發起人を含む)中から、定款豫定數の取締役及び監査役を選出する。此等取締役及び監査役は、發起人の提出せる諸多の材料に基き、(1)總株式引受の有無、(2)第一回拂込、並に若し額面以上の價格を以て株式の發行ありたる場合に於て、其額面超過金の拂込の完否、(3)發起人が特別の利益又は報酬を受け、若くは現物を出資せる場合には、其内容の當否、及び(4)會社の負擔に歸すべき設立費用の當否を調査し、之を總會に報告する。若し取締役又は監査役中、發起人から選任せられた者がある場合は、總會は特に検査役を選任し、其者に代つて以上の調査を爲さしめることが出来るものとせられて居る。即ち此場合には、發起人以外の株式引受人中から選任せ

られた取締役及び監査役と、右検査役とが共同して、調査を爲すこととなるのである。併し實際は取締役及び監査役の大多数が、發起人中から選任せられるけれども、總會が右様の舉に出づることは極めて稀である。總會は以上の取締役及び監査役、又は検査役の報告を議題として、其調査事項中、前記(3)及び(4)の二項の當否を決定する。若し差支なしと認めれば問題はない。若し又不都合と決定すれば、之が變更を決議することが出来る。發起人は其決議に基き、或は定款の變更もする、又或は創立費の一部を自辨しなければならぬ。尙ほ現物出資を爲せる者ある場合に於て、之に對して與ふべき株式の數を減じたときは、其出資者は之に屈從するか、又は現物出資を撤回し、別に減少せられたる株式(改定株式)に對し、金錢出資を以て之に代へても宜しい。而して減少株式は尙ほ其出資者に於て引受け、金錢を以て出資を爲すことが出来るが、然らずんば所謂引受なき株式(次説)として、發起人は連帶して其引受を爲すべきである。併し以上(3)及び(4)の事項を、總會が不當と

決議するも、直ちに發起人等は之に盲従することはない、之に對して飽くまで争つて差支ないのである。次に前記(1)又は(2)に缺くるところがあつた場合、即ち引受なき株式又は拂込未済の株式があつた場合には、發起人は連帶して其株式を引受け、又は拂込をしなければならぬ。尙ほ株式の引受が取消されたるものあるを發見した場合も、其原因に拘らず、發起人は又連帶して之を引受くべきである。唯引受はあつたが拂込のなかつた株式に就て、其分を發起人が拂込んだからとて、發起人が株式引受人となるのではない、發起人は代つて拂込むわけで、發起人は其者に對して、其代りに拂込んだ高に就き、求償權を有するに至るのみである。尙ほ以上の事實から、會社が損害を受けた場合には、發起人は連帶して賠償の責を有する。唯出資の項に於て述べた如く、今日事實上の現物出資は多く存するも、所謂現物引受の形式を採るのが多い、換言すれば設立登記後に至つて、表面へ出て來るのであり、又發起人が特別の利益又は報酬を受けることも、表面上殆んどないことである

ので、従て前記(3)の事項は、法律の規定により有無の調査はするが、實際上は通常問題とはならぬのである。尙ほ以上發起人の報告、並に取締役及び監査役又は検査役の調査報告は、之を書面に認め、設立登記の際裁判所へ差出すことになつて居る。總會は又定款の変更及び設立の廢止を決議することが出来る。併し後者の決議の如きは、實際殆んどないことである。最後に此總會で、通常取締役及び監査役の報酬を決議して居る。

創立總會は、一般株式引受人に重大なる影響を及ぼすべき事項を決議するものであるから、我商法は特に規定を設け、株式引受人の半數以上にして資本の半額以上に當る者出席し、其議決權の過半數を以て、一切の決議を爲すべきものとして居る。此總會が設立廢止を決議しないで終結したときは、會社は茲に成立したることとなり、次で設立登記の手續に入るのである。總會の決議は之を書面に認めることを要する、所謂決議録であつて、設立登記の際は裁判所へ提出することを要するのである。

第四節 設立の登記

第一款 設立登記の時期

前節に述べた如く、我商法は株式會社は發起人が總株式を引受くるにより、又其然らざる場合は、創立總會の終結によりて成立したものと爲して居るが、前者の場合(即ち發起設立)には、前記官選検査役の設立内容の調査終了の日から、又後者の場合(即ち募集設立)には、會社成立の日から二週間内に、若し又設立に官廳の許可を要する場合には、右兩者を通じて、其許可書の到達した日から二週間内に、設立登記の手續を爲すことを要する、若し此期間内に届出を怠ると、登記義務者は過料の制裁を受ける。

設立の登記は、會社本店の所在地を管轄する區裁判所又は其出張所とする。若し設立の當初から支店が設けられる場合には、之と同時に其支店所在地に於ても其登記を爲すことを要する。

第二款 設立登記の事項及び手續

登記すべき事項は、我商法が之を列挙して居る、即ち次の十三項である。

(1)目的、(2)商號、(3)資本の總額、(4)一株の金額、(5)會社が公告を爲す方法、(6)本店及び支店、(7)設立の年月日、(8)存立の時期又は解散の事由を定めたるときは、其時期又は事由、(9)各株に付き拂込みたる株金額、(10)開業前に利息を配當すべきことを定めたるときは、其利率、(11)取締役及び監査役の氏名住所、(12)會社を代表すべき取締役を定めたるときは、其氏名、(13)數人の取締役が共同し、又は取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めたるときは、其代表に關する規定。

登記義務者、即ち何人の名を以て以上の登記を爲すべきか、及び登記申請書の内容、並に之に添附すべき書類に就ては、非訟事件手續法に規定がしてあり、又其登記に要する税額は登録税法に定められて居る。

設立の際登記したる事項中、後日變更を來したときは、爾後二週間内に、

本店及び支店の所在地に於て、其變更登記を爲すことを要する。此場合に於ても、其官廳の許可を要する事項は、其許可書の到達を待ち、其到達の日から二週間内に爲すべきである。

實際に於て申請書其他の書類の調製は、之を區裁判所々屬の司法代書人に一任し、又其登記申請も、登記義務者から之に委任狀を與へて、代理せしむることが便利である。

登記すべき事項は、以上の外設立後になつて澤山生ずる、此等に就ては、それ〴〵其場合に當り述べることゝする。唯其登記義務者、申請書の内容、添附すべき書類及び税額に就ては、亦前記二つの法律に規定されて居る。

第三款 設立登記の効力

會社が本店の所在地に於て、登記を結了したならば、會社は茲に初めて第三者に對し、其成立の効力を及ぼすことゝなり、從て以後會社と第三者との間の取引は、有効に成立するに至る。尙ほ又茲に開業の準備に着手すること

を許され、又株券の發行、株式の讓渡、又は讓渡の豫約を爲すことを得るに至るのである。

第三章 株式及び株主

第一節 株式

第一款 總記

我商法は、株式會社の資本金は之を株式に分つことを要すと爲し、而して株式は原則として其讓渡を自由にし、何人とも雖も之を引受け若くは讓受くるにより、何時にても自由に其會社の株主となり（株主たる資格の取得）、又斯くして取得したる株式を、任意他へ讓渡して、何時にても會社を脱退することが出来るものとして居る（株主たる資格の喪失）。唯定款の規定を以てするに於ては、其株主たるべき者を限定し、又は其讓渡に制限を爲すことは出来る。同族知人等の中に組織せらるゝ會社に於て、好ましからざる株主の入社を避けむとして、此等の規定、特に讓渡制限の規定を設くるものは尠くない（註一三）。又特

殊銀行又は會社の中には、法律を以て其株主たる者を限定せられたるものがある。尙ほ總株主の同意があれば、株式の譲渡を禁止することが出来るものと解釋されて居るが、之は恐らく實例はあるまいと思ふ(註一四)。

外國に於ても、此種の限定又は制限を爲せるものがある。

註一三 第二章第一節定款例第十三條參照

註一四 それは讓渡の制限によつて、十分其目的を遂げ得るからである。

第二款 株式の金額

我商法は又株式一株の金額は均一なることを要し、又一株の金額は、五拾圓を下ることを得ざるものとし、唯一時に全額を拂込む場合に於ては、之を貳拾圓まで下すことを得るものと定めて居る。今日我國では、多く一株五拾圓と爲して居ることは、既に總説(大觀)に述べたところである。

一株の金額を一様に定めることは、實際上の便宜のため、世界各國概ね之を採用して居るが、一株の金額を法律で限定することは、歐洲大陸諸國が亦

之を行ひ、然るに英米では全く之を自由として居る。即ち例へば、獨逸に於ては普通の株式は一株千馬克以上、又佛國では資本金貳拾萬法以下の會社は、一株貳拾五法、貳拾萬法以上の會社は、一株百法と爲して居るが、英國では普通に一磅、五磅、又は拾磅とし、稀に拾志、五志等のものもある。又米國では普通百弗とし、拾弗、壹弗、千弗等といふものもあるのである。

拂込金額は、總株式に付き均一なることを要するか、それは株主平等の觀念からして、同時發行の株式は、總て同額でなくてはならぬものと解釋すべきである。唯現物を以て出資する者に對して與ふる株式に就ては例外であるが、之も實際は、一般に同時發行の他の株式と同額になつて居るのである。

第三款 株式の種類

株式の種類は千差萬別で、枚舉に追ないが、次に其重なるものを列記してみやう。

一、記名株及び無記名株

記名株とは、會社の株主名簿及び株券面に、其株主の氏名を記載せるものをいひ、無記名株とは、此等の孰れにも其記載なきものをいふ。我商法は株式に記名無記名の兩種を認めて居る。唯一部拂込株式に對して無記名式を許すときは、必要の場合に拂込義務者、即ち株主を知ることが出来ないことがあるので、斯くては會社の利害關係者を害ふこととなる、そこで無記名式は、全額拂込株に限つて認めて居る。

我國に於ては、株式は大抵記名式で、極めて少數の會社に於て、一部株式に無記名式のものがある。英米亦記名式多く、反之獨逸は無記名式のものが多いといふ。

記名無記名兩種株式の經濟上の性質は、互に一長一短があつて、一概に其優劣を斷じがたい。株式移轉の方法に就ては、後款に更めて述べるが、無記名式のもの、引渡により其効力を生ずるが、記名式のもの、種々の手續を要する。されば彼のクロス・コムパニー等に於ては、株式讓渡の要が少いか

ら、記名式でも一向差支ないが、一般に市場に流通せしむべき株式に於ては、幾分其讓渡性を害する。併し他方に於ては、記名式ものは、會社に於て其株主の何人なるかを知ることが出来て、其爲め諸種の利便がある。又我國では、後説する如く、所謂白紙委任狀を添附する商慣習があつて、賣買質入共、其利便殆んど無記名式に劣らぬ。

二、舊株及び新株

舊株及び新株の名は、我市場に一般に用ゐらるゝものである。前者は通常先きに發行された株式で、又後者は後に發行された株式を指すのである。併し此名稱の實益は、株式發行期の先後を知るにあるのでなく、兩者拂込金額の異なる點にある。即ち我商法の規定によると、新株は、舊株の全額拂込後にあらざれば、發行することが出来ない、そこで舊株は通常全額拂込で、又新株は一部拂込である。されば一部拂込なる新株が、舊株と同様全額拂込となつた後は、此等兩名稱は自然消滅することとなる。

外國に於ては、設立の當初から多様の株式を發行するもの尠からざると、且つ株式の一部拂込は、比較的少いので、舊株新株の名稱の實益は大でない。

三、優先株、普通株及び後取株

此區別は、主として配當金を受くる權利に、優劣先後あるにより生ずるものである。即ち優先株は普通株よりも、又普通株は後取株よりも、それぐ、優れたる權利を與へられるものであつて、會社によつては、此等三種を發行せるものもあるが、前二者又は後二者を發行せるのが普通である。所謂優れたる權利とは、前説せる如く、主として配當金を受くることに關するものであるが、之に加ふるに、殘餘財産分配に關するものを以てせるものもある。唯殘餘財産分配上の權利のみに關するものは、實用が少いから、從來殆んど其例を聞かぬ様である。

我商法は、増資の場合に限り優先株の發行を認めて居る。外國では、設立の際普通株と併せて發行せられる例が尠くない。近來我國でも、設立當初よ

り之を發行することを認める様、商法を改正すべしとする論が有力になつて來た。之に關しては、自分は昭和四年十月發行「明大商學論叢」に愚見を披瀝した、就て參考されたい。優先株の特權の内容及び其發行事情に就ては、便宜上後章増資の説明に際し、更めて述べることにする。

後取株 *Deferred Share* は、又劣後株又は後配株ともいふ。主として英國に見るもので、之は通常普通株が一定率の配當を受けた後、尙ほ殘餘利益ある場合に、之に就き豫定の配當を受くるものである。後取株發行の理由は、恰かも優先株發行の理由に正反對で、普通株の餘せる糟粕を嘗めるのを目的とするものであるが、屢々普通株に優る實果を收める様に仕組んである。第二章第一節註八に擧げた發起人株の如きは、此種株式の代表的のものである。近頃我國でも、地方鐵道會社には、此種株式の發行を認むるに至つた。唯其目的は、地方鐵道線路延長を助長せむとするに存し、發起人株の如き投機的のものではない(註一五)。我特殊銀行會社の中には、政府其他地方自治體の持株

を、實質上後取株と同様のものと爲せるものがある。南滿洲鐵道株式會社、朝鮮銀行の如きは其例である。又一般會社の中にも、富豪を中心とせるものに於て、其富豪の持株に就き、同様の實質を附與せるものがある。

註一五 地方鐵道法第六條ノ二 地方鐵道會社ハ線路延長ノ費用ニ充ツルタメ、其資本ヲ増加スル場合ニ限り、監督官廳ノ認可ヲ受ケ、利益配當ニ關シ一定ノ期間内、普通株ニ劣ル株式(後配株)ヲ發行スルコトヲ得。

四、發行株及び未發行株

此區別は、主として米國に見るところで、即ち此の國では、總株式中一部を發行し、他を將來に保留する場合があるが、此の未發行の分を、未發行株 Unissued Stock と稱し、之に對し發行されて居る分を、發行株 Issued Stock といふのである。今此制度に於ては、會社は普通定款の規定により、何時でも未發行株を發行することが出来る。されば例へば會社が至急新資金を要するとき、突如として此未發行株を賣出し、或は配當による手許金の減少を防

がむとして、所謂現金配當 Cash Dividend に代へて、此未發行株による所謂株式配當 Stock Dividend を行ふ等の利便がある。

我國に於ては、法律は未發行株を認めて居ないが、俗に所謂幽靈株は、事實上の未發行株と稱することが出来やう(註一六)。唯我南滿洲鐵道株式會社には、特に例外として未發行株を認めて居る。即ち此會社は現在資本金四億四千萬圓、内六千萬圓は未發行となつて居るのである。

註一六 幽靈株とは、事實上拂込なしの株式に附したる俗稱であるが、實際其存在尠からず。従前は特に主として資本を信用の擔保とせる銀行、信託會社、保險會社、無盡會社の類に多かつたといふ。資本團體たる株式會社に於て、此種株式の存在は、法律の精神に違背することいふまでもないところであるが、一旦正式に拂込の形式が採つてあるものに對しては、之に制裁を加へることは出来ないのである。

五、保證株

會社株主の全部又は一部に對し、一團として其所有株の價格又は利益配當

を、第三者が有償又は無償を以て保證することがある、斯かる株式を通常保證株といふ。

(イ) 價格保證株

株式價格の保證は、多く營業として行はるゝもので、通常會社より一定の保證料を徴して、株價が豫定期に於て又は豫定期間中、豫定價格より低下したとき、株主に對し其豫定價格と時價との差額を補償するか、或は豫定價格を以て其株式の買受を約するものである。而して通常後者の方法が行はれて居る。會社が其發行せる株式に就き、かくの如き保證を第三者に行はしむるは、之により株主の利益を保障し、從て株式の賣出を容易ならしむるためである。投機性大なる會社が、株式を發行するに當り、次説配當保證の制度と並び、有力なる方策となる。唯此種の保證は、實際其例は少い様である。

(ロ) 配當保證株

所謂保證株 Guaranteed Stock は、通常此種のもの指す。會社が豫想の利

益を擧ぐる能はずして、從て豫想の利益配當を行ふ能はざる場合に、尙ほ株主をして豫想配當と同額の收入を得しめむとし、或は初めより會社が株主の希求するが如き利益配當を爲す能はざること分明なるも、尙ほ株主をして之と同額の收入を得しめむとして、第三者が有償又は無償にて、所謂配當(此語を用ふるは聊か不穩當ではあるが)の保證を爲すものである。

配當保證は如何にして之を行ふか、抑々利益の保證には大約次の三種がある。

(a) 會社收益保證 會社收益を豫定額まで保證するものである。會社が保證による収益を、株主に分配すると否とは、保證者の關するところではないが、素と會社收益保證の目的は、會社が豫想の株主配當を行はむとするにある。されば通常同時に株主配當保證の結果を來す。

(b) 株主收入保證 之には更に、保證擔保と定額擔保との二種がある。前者は會社を通じて株主配當、即ち株主收入を豫定額まで保證するをいひ、

後者は株主が會社より得る配當の有無多少に拘らず、常に豫定の金額を株主に與ふるをいふ。配當保證は前者即ち保證擔保の場合である。

(c) 會社収益及び株主配當保證 會社収益を豫定額まで保證し、從て株主配當を豫定率まで保證するもので、實質的には、(a)と同じものである。

即ち要言すれば、配當保證は保證者が會社の収益を保證するか、又は單に株主の収入を保證するかにより行はるゝのである。

今日配當保證の例は甚だ多い、次に其重なる例を擧げてみよう。

(a) 營業として保證料を徴して配當を保證するもの、此種の例は外國には多く、信託會社にして之を行ふものは尠くない。

(b) 國家其他の公共團體が、特殊の事業の發達を期するため、之を目的とする會社の配當を保證するもの、往年設立せられたる日本染料株式會社の如きは其著例で、此會社は設立後十年間年八分の會社収益及び株主配當保證を受けたものである。

(c) 幹線鐵道會社が、其營養線たる支線鐵道會社の株主配當を保證する等のもの、我鐵道省が地方鐵道會社の株主配當を、或歩合まで保證するが如きは、鐵道敷設獎勵のためと、並に此目的を含んで居る。而して其方法は亦會社収益及び株主配當保證である。

(d) 個人又は少數者の合資企業を、株式組織に立直した場合に、從來の企業主が新會社の株主配當を保證するもの、此種の例は我國にも實例は尠くない、併し大抵設立後一定年數を限つて之を行ふものである。

(e) 往年紐育の株式仲買人の一團が、某投機性會社の株式を引受け、之を一般公衆に發行した際、紐育の某一流信託會社は、其仲買人の一團から、拂込株金の四分の一に相當する金額の預託を受けて、其株主に對し五年間五分に相當する配當(收入)保證をしたことがある。

配當保證株は、之と類似の株式と區別することを要する。即ち、(1) 優先株は配當保證に似て居るが、會社自ら其優先配當を保證すること、及び會社

に利益なきときは、株主は配當を受け得ざるの點に於て、之と異なるものがある。又(2)配當の保證は、第三者が個々の株主に對し行ふことがある。併し之は此處に所謂配當保證ではない。

六、水株

水株 Watered Stock は又水割株、混水株ともいひ、主として米國に見るものである。實質株(實際拂込ある株式)の存在するところへ、拂込なしの、乃至僅少の拂込を爲せる株を、全額拂込株として混入せる場合に、後者に附したる名稱である。其代表的なるものは、既に第二章第一節註八に於て述べたる米國に於けるトラストの普通株である。我國でも、從來新立合併(後章合併の項參照)に際し、往々にしてトラスト類似の水株を見た。

七、無額面株 Non-Parvalue Stock

こは米國に見るところで、株券面に額面又は拂込金額の孰れも記載なき株式である。其發行價格は、會社が適當と信する金額を以てするのである。從

前は株券は總て額面を記載されて居たものであつたが、之は實際上其額面と相場との關係薄く、又兎角一般放資公衆が、額面に迷はされる虞がある等の理由からして、千九百十二年、初めて紐育州で其發行を認められ、爾後十年間に殆んど半數の州で、之が發行を容認するに至つた。今日大工業會社の普通株の約半數は、此種株式である。唯優先株には其例稀であるといふ。

第四款 株式の所屬

總記に於て述べたるが如く、特殊銀行會社に於ては、法律を以て限定されて居るが、普通の會社に於ては、定款を以て制限を設けざる限りは、何人も株主となることが出来る。而して今日多くの會社は、此制限を設けて居ない。唯定款を以て、一人の所有株式の數を制限するものは、屢々見受ける。即ち一人五株又は十株以上としたり、或は千株以内とするが如きである。尙ほ一人單獨で一株以下の株を持つことは出来ぬ。併し二人以上の者が、一株又は其以上の株を共有することは差支ない。此場合には、株主の權利を行ふ

者一人を共有者の中から選定し、之を會社に届出で、置くべきである。尤もかくの如き例は、實際極めて少いことである。

第五款 株式の移轉

株式の移轉には、所謂讓渡と相續との二つの場合がある。我商法は、記名株式の移轉は、取得者の氏名住所を、會社の株主名簿に、又其氏名を株券に記載するによりて、會社其他の第三者に對し、効力を生ずるものと定めて居る。多くの定款は、讓渡及び相續の場合の手續、即ち所謂株式名義書換の手續を掲げて居る。無記名株式に就ては、商法は何等規定を設けて居ないが、之は株券を引渡すにより、直ちに其移轉の効力を生ずるものと解釋せられて居る。

記名株式は、上に述べた通り、讓渡に名義書換手續が要る。併し甲から乙へ、乙から丙へと、頻々と輾轉せしめる場合に、一々其書換をするのは、實際遣切れないので、既に述べた如く、我國では所謂白紙委任状とて、名義書

換の委任状に、讓受人の氏名を書かないものを株券に添へて引渡すことが、從來一般に行はれて居る。此制度では、右委任状を株券に添へて引渡すにより、ごし／＼讓渡が行はれ、而して讓受人の中、株式を自分名義にしたいと思ふ者が、初めて此委任状を利用して、會社に名義書換を求むるのである。

我商法は、株式は本店の所在地に於て、設立の登記を爲した後でなければ、其讓渡を爲し、又は讓渡の豫約を爲すことを得ないものとして居ることは、既に述べたところである。尙ほ増資の場合に於ても、新株は本店の所在地に於て、増資の登記を爲した後でなければ、亦其讓渡又は讓渡の豫約を爲すことを禁じて居る。併し實際に於ては、今日右に違反せる賣買、即ち所謂權利株の賣買は、到るところに行はれて居るのである。

會社は自己の株式を取得することは出来ぬ、唯株主失權(後説)の場合には、一時其株式が會社に歸屬するのである。併し實際に於ては、會社が自己の株式の相場を釣上げるために、例へば重役に資金を交付して、之を買上げるこ

とは能く聞くところである。尤も此場合に、其買上株式を重役名義に書換へないで、間もなく轉賣することが多いといふ。

一部拂込の株式を譲渡した株主は、其譲渡を株主名簿に記載してから二年間は、後にも述べる通り、株主失権の場合は擔保義務を有する。

第六款 株式の質入

株主は其株式を他に質入することが出来る。株式を質入するには、單に其株券を交付すればよろしい。併し實際に於ては、記名株式に就ては、前項に述べた白紙委任狀を添附して居る。即ち之により、債務者が債務を辨濟しないときには、質權者たる債權者は、此委任狀を利用して、株式を自分名義に書換へ、又は更に之を他人へ譲渡し、其代金を以て債權の辨濟に充當せむためである。尙ほ株式に對する配當金は、實際上の慣習では、株主たる債務者之を受領して居る。

株式の上に存する質權は、株主の失権、株式の消却、株式の併合、及び會

社の合併による株式の消滅(以上總て後説)により、當然消滅する。併し我商法は、質權者を保護するため、株式の併合及び會社の合併の場合に就ては、特別の規定を設けて、従前の株式を目的とする質權は、株式併合又は會社の合併によりて、株主が受くべき株式及び金錢の上に存するものと爲し、又株式の償却、及び會社清算結了の場合に就ては、債權者は民法の規定により、それぞれ株主の受くべき補償金又は殘餘財産分配金の上に、其權利を行使することが出来るのである。尙ほ株主失権の場合に於ては、後にも述べる如く、其失権前に、公告の方法を以て此事實を債權者に知らしめ、之により債權者は株主に代て拂込を爲し、以て株主の失権、從て質權の消滅を防止することが出来るのである。

會社は自己の株式を取得し得ないことは、前に述べたところであるが、又自己の株式を質權の目的として、受入れることは出来ないものとせられて居る。但し之も實際は、形式を作つて違反するものがあるといふ。

第七款 株式の消却

株式の消却とは、特定の株式を消滅せしめることで、我商法は、(1)資本減少の規定に従ひ之を行ふ場合と、(2)定款の規定により、株主に配當すべき利益を以て之を行ふ場合と、の二つを認めて居る。此等に關する説明は後章減資の項に譲る。

第八款 株券

株券は株主権を表彰する證券である。今日我多くの會社は、それ〴〵一株、五株、十株、五十株、百株等を表彰する所謂一株券、五株券、十株券、五十株券、百株券等の中、任意の數種を發行して居ることは、既に定款の項に於て述べたところである。我商法は、株券を發行する時期に就ては、設立の際は、本店の所在地に於て、設立の登記を爲したる後にあらざれば、株券を發行することを得ざるものとし、又増資の場合には、本店の所在地に於て、増資の登記を爲したる後にあらざれば、新株券を發行することを得ざるものと

律して居る。株券は其性質上、右の登記を済ましたならば、遲滞なく發行すべきである。唯既に述べた如く、無記名式株券は、株金全額拂込済の上でなければ、發行することは出来ないものと定められて居る。

株券に記載すべき事項は、商法が之を列舉して居る、即ち

(イ)設立の際發行する株券には

(1)株券の番號、(2)會社の商號、(3)本店の所在地に於て登記を爲したる年月日、(4)資本の總額、(5)一株の金額、(6)數回に株金の拂込を爲さしむるものにおいて、拂込ある毎に其金額、(7)取締役の署名、(8)記名式株券は、其株主の氏名を、又

(ロ)増資の際發行する新株券には、以上(1)乃至(8)の外、

(9)本店の所在地に於て、増資の登記を爲したる年月日、及び(10)若し優先株を發行したるときは、其株主の權利(註一七)

を記載すべきものと爲して居る。之を實際のものに就て見ると、以上の内、

(6)は株券の裏面に、其他は表面に記載し、又別に株券の種類、株券を交付する文言、株券発行の年月日等を表面に、拂込年月日欄及び譲渡記入欄を裏面に載せて居る。尙ほ株式の譲渡に制限を附して居る場合(註一八)には、其制限の内容を株券の表面に記載するのが通例である。

註一七 地方鐵道會社に於て後配株を發行したるとき亦同じ。

註一八 既掲定款例第十三條參照

第九款 株主名簿及び株式臺帳

株券が出來上がるに、會社は株主名簿及び株式臺帳を作る。

(イ)株主名簿は、株主の氏名、住所、持株數、拂込金額等を記載せるもので、會社が株主總會の招集の通知を發し、株金の拂込を催告し、利益配當金を交付し、其他株主に對し諸般の行爲を爲すがために、設けられたるものである。我商法は、之を本店に備置き、株主又は會社債權者の請求あらば、營業時間内何時にても其閱覽を許すことを要するものと定めて居る。今之に記載すべ

き事項は、商法之を列擧して居る、即ち次の通りである。

(1)株主の氏名住所、(2)各株主の株式の數、及び株券の番號、(3)各株に付き拂込みたる株金額、及び拂込の年月日、(4)各株式の取得の年月日、

(5)無記名式の株券を發行したるときは、其數、番號、及び發行の年月日。

右の内、(4)の株式取得の年月日とは、(a)設立の際引受けたものは會社成立の日、(b)新株を引受けたものは、新株割當確定の日、又(c)移轉によつて株式を取得したものは、其名義書換の日を指すものと解釋すべきである。株主名簿調製の時期に就ては、商法は何等規定を掲げて居ないが、之は株券が出來上がれば、遲滞なく作るべきであらう。又いふまでもなく、後日其内容に変更を來したときは、其事實の發生後遲滞なく、其訂正又は追加の記入を爲すべきである。次に

(ロ)株式臺帳とは、現在發行の株券を口座とし、其株券の種類、番號、株主の氏名、拂込金額等を記載せるもので、株主名簿が株主本位なるに對し、之

は株券本位のものである。我商法の規定するものではないが、今日多くの會社が、實際上の便宜のため之を作つて居る。

第二節 株主の權利

株主の權利の重なるものは、次の通りである。

一、會社の經營に參與するの權

此種の權利には、株主議決權及び少數株主權の二つある。

(イ)株主議決權 株主が其株主總會に出席して、議決を爲す權利である。我商法は、各株主は、原則として一株につき一個の議決權を有するものと定めて居る。それは拂込株金額の多少、即ち例へば、舊株(全額拂込株)新株(一部拂込株)により、又財産上の權利の優劣、即ち優先株(優株)普通株(劣株)等により、區別せられることはない。又如何なる方法又は理由を以てしても、此權利は剝奪又は制限せられることはない。唯商法は、大株主

が小株主を壓倒せむとして、專横を恣にするを防ぐため、例外として、定款の規定を以て、十一株以上の株主に就ては、其議決權を制限するところが出来ると爲して居る。併し實際上は、此制限規定を定款に掲げるものは甚だ少い。外國でも、此種の制限を法律で定めたるものは尠くないが、其實例は亦多くない様である。之は一方に於ては、議決權の計算を複雑ならしめ、又他方に於ては、實際上之を規定するも、大株主は其所有株式を細分して、多數株主の名義とし、此制限を免れることが出来るので、實効に乏しいからである。尙ほ株主總會に於ける議決權行使の事情は、次章に詳説するから、此處には述べない。

(ロ)少數株主權 共同團結せる少數株主に、特種の權利を附與せるもので、我商法では、資本の十分の一以上に當る株主に對して、之を認めて居る。所謂資本の十分の一とは、株式の種類に關せず、拂込株金額に拘らず、又定款を以て株主の議決權を制限せると否とを問はず、尙ほ又株主の數

を論ぜず、苟も其資本の十分の一以上、換言すれば、總株数の十分の一以上に相當するを以て條件とせるものである。今商法が此種權利の實行を認めたる場合は、次の通りである。

(a) 株主總會の臨時招集を請求すること、及び自ら之を招集すること 即ち資本の十分の一以上に當る株主は、會議の目的たる事項、及び其招集の事由を記載せる書面を取締役に提出して、總會の招集を請求することが出来る。若し取締役が、右の請求を受けた後二週間内に、其招集の手續をしないときは、裁判所の許可を得て、自ら之を招集することが出来るのである。

(b) 検査役の選任を請求すること 即ち資本の十分の一以上に當る株主は、會社の業務及び財産の状況を調査せしめるため、裁判所に對し、検査役の選任を請求することが出来る。

(c) 訴訟提起を請求すること 即ち株主總會に於て、取締役又は監査役に對

し訴訟を提起することを否定した場合は、資本の十分の一以上に當る株主は、それ〴〵監査役又は取締役に對し、訴訟提起の請求を爲すことが出来る。

(d) 清算人の解任を請求すること 即ち重要な事由あるときは、裁判所は資本の十分の一以上に當る株主の請求により、清算人を解任することが出来る。

少數株主權は、定款の規定を以て之を奪ふことは出来ぬ。又資本の五分の一、又は三分の一、率を大きくすることも出来ぬ。唯資本の二十分の一、率を小さくすることは、差支ないものと解釋せられて居る。

三、決議無効の訴權

株主總會招集の手續、又は其決議の方法が、法令又は定款に反するとき、株主は訴を以て其決議の無効を主張することが出来る。唯此訴は、株主が總會に於て、決議に對し異議を述べたとき、又は正當の理由なくして、總會に

出席することを拒まれたときに限り、又株主が總會に出席しない場合に於ては、自己に對する總會招集の手續が、法令又は定款に反することを理由とするときに限り、提起することが出来るのである。又其提起の時期は、總會決議の日から、一箇月以内なることを要するものとせられて居る。尙ほ此訴權は、定款の規定又は株主總會の決議で、之を奪ひ又は制限を附することは出来ない。

三、利益又は利息の配當を請求する權

之は後章決算の項に説明する。

四、會社解散の場合に於て、殘餘財産の分配に與る權

是亦後章解散の項に説明する。

五、株券に關する權

此權利は多様に亘る、次に其重なるものを擧げてみやう。

(イ)株券交付を請求する權

(ロ)株券の方式變更を請求する權 既に述べた如く、株金全額の拂込を終へた後は、株主は、其株券を無記名式と爲すことを請求することが出来る。又株主は、何時でも無記名式の株券を、記名式と爲すことを請求することが出来る。唯今日我國では、殆んど總ての會社が、定款を以て無記名式の株券を發行しない旨を定めて居るので、此權利の實行は、又從て見ないこととなるのである。尙ほ多くの定款は、株券の種類交換、即ち例へば、一株券を十株券に變更することを得る旨を規定して居る。

(ハ)株主名簿登録、並に株式名義書換を請求する權

六、所謂役員に選任せらるゝ權

即ち取締役又は監査役に選任せられる權利である。唯取締役を選任せられる資格は、定款に掲げてある一定數以上の會社株式を所有する者丈けが有する。又實際に於ては、監査役に選任せられる資格も、亦定款を以て、一定株數以上を有する者に限つて居ることは、既に總説(大觀)に於て述べたところで

ある。尙ほ株主は臨時に検査役に選任せられることもある(併し之は株主とは限らぬのであるが)。

七、閲覽の權

株主は定款及び株主總會の決議録を本店及び支店に於て、且つ株主名簿及び社債原簿を本店に於て、營業時間内何時でも閲覽することが出来る。又財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、及び準備金並に利益又は利息の配當に關する議案を、本店に於て、定時總會の會日前に、營業時間内何時でも閲覽することが出来るのである。尙ほ以上各種の閲覽の權利は、定款の規定又は株主總會の決議で、之を奪ひ又は制限することは出来ない。

八、優先株主の優先權

之は株主權の變態で、通常の株主權に對して優先する利益を附與せられたものである。其大略は既に本章第一節第三款株式の種類に於て述べたが、尙ほ詳細を後章増資の項に説明する。

最後に無記名式の株券を有する者が、株主の權利を行使しやうとするには、其權利の行使に必要な員數の株券を、會社に供託することを要するものと定められて居る。

第三節 株主の義務及び責任

一、株主の義務

株主の義務として擧ぐべきものは、出資履行の義務の一つである。

(1) 現物の出資

之に就ては、其設立の際に於けるものは、既に述べたところである。其設立後に於けるものゝ中で、新株發行の場合に就ては、後章増資の項に説明する。其他の場合は、我商法に別段の規定がないから、定款に定めてある場合は之により、又其之なき場合は、現物出資を爲すべき株主が、其履行の請求を受けたとき、初めて其時期及び其程度に於て、履行の責があるものと解す

べきであらう。尙ほ又其出資を爲さしめる手續、及び出資すべき者が其義務を履行しなかつたときに於ける處置に就ても、亦商法は別段の規定を掲げて居ないから、之は民法上の一般原則に従ひ、之を行ふ外途はないであらう。

(ロ)株金の拂込

會社設立の際に於ける株金の拂込に就ては、亦既に之を述べた。尙ほ會社が新株を發行した場合に於ける第一回の拂込に就ては、後章増資の項に之を述べることにし、從て此處には株金第二回以後の拂込に就て説明を爲す。

参考七 米國に於ては、多く當初より全額拂込と爲し、英國に於ても銀行以外には、亦多く米國と同様である。

株金第二回以後の拂込に就ては、今日多くの定款が、何等か之に言及して居る。即ち或は必要に應じて之を爲さしむとか、又或は取締役會若くは株主總會の決議を以て、其時期及び金額を定むとか、の類である。拂込は現實に通貨を以てすべきこと、又二週間前に其通知を發することを要することは、

設立の場合と同じである。

株主が、會社に對し債權を有する場合に、之を以て拂込と相殺し得るか、商法は明文を以て之を禁じて居るが、若し會社の方で之を承諾すれば、差支ないものと解釋する者が多い。

株主が會社の指定せる期日までに、其拂込をしなかつた場合は、會社は強制手段を以て之を徴收すべきである。それには通常の強制履行を裁判所に請求してもよろしいが、商法は別に此場合に處する手段として、所謂失權手續を規定して居る。會社は此等二者孰れを採るもよろしく、又先づ強制履行を行ひ、不足あるとき其不足分に付き失權手續を採るも、或は之と反對に、先づ失權手續に着手し、而して其豫告期間中に之を取消して、強制履行に變更するも差支ないものと解釋せられて居る。次に商法の規定する失權手續を説明する。

◎失權手續

株主が期日まで拂込をしなかつたときは、會社は更に二週間以上の期間を定め、其期間内に其拂込を爲すべき旨、並に若し其期間内に拂込をしなかつたときは、株主の権利を失ふべき旨を其株主に通知し、又右と同時に右通知事項を公告する。會社が右手續を爲したにも拘らず、株主が猶ほ期日までに拂込をしなかつたときは、其株主は株主たる権利を失ふ。茲に會社は遅滞なく、其失權株主の氏名、住所、及び株券の番號を公告することを要する。若し右の場合に、讓渡を株主名簿に記載してから、二年以内なる讓渡人があつたならば、會社は之と同時に、右様の各讓渡人に對し、二週間以上の期間を定め、其期間内に其拂込を爲すべき旨の通知を發することを要する。此場合に於て、最先に滯納金の拂込を爲した讓渡人が、其株式を取得する。次に初めより右様の讓渡人なきか、又は之あるも、右の拂込をした者が一人もなかつた場合には、會社は右失權株を、競賣法の規定により競賣に附する。競落人は、其競落代金を會社に支拂へば、其株式を取得して株主となる。若し

右代金が、滯納金に満たなかつた場合は、従前の株主、即ち失權株主をして、其不足額を辨濟せしめることが出来る。又右失權株主が、其辨濟の請求を受けてから、二週間内に之を辨濟しなかつたときは、會社は前記讓渡人に對して、其辨濟を請求することが出来る。尙ほ會社は此外、従前の株主に對して、損害賠償及び定款に定めたる遅延利息等をも請求することが出来るのである。唯之は減多にないことではあるが、萬一前に述べた競賣代金が、滯納額以上に達した場合は、其超過額は會社の取得として差支ない。

株式の價格が、相當の程度にあるものは、實際上失權株となることは稀で、通常は現に殆んど無價格なるものに多いのである。之はかくの如き株式に對し更に拂込を爲すとも、到底満足なる利益配當を受けることは出来ない、從て又拂込を爲すも、株價は其拂込金額丈けは昂騰しないからである。尙ほ競賣によつて得た金額が、滯納金額に満たなかつたとき、其不足額に對し、實際に於て、會社は飽くまで従前の株主又は讓渡人に其辨濟を追求するか。結

局永く取立困難に終るものが普通であつて、此不足額に就ては、多くは減資其他の手段で、跡始末を付けて居る様である。

株金の第二回以後の拂込を徴したときは、其拂込終了の日から二週間内に、本店及び支店の所在地に於て、其旨の登記を爲すことを要する。

二、株主の責任

株主の責任は、其引受又は譲受けたる株金額を限度とする。従て全額の出資を履行した上は、最早何等の責任もない。唯外國では、株金額以上尙ほ一定額まで、又は無限に責任を負ふものゝあることは、既に述べたところである。

尙ほ額面以上の價格を以て株式を發行した場合には、其株主は別に額面超過額に就て責任を有するのである。

第四章 機關

總説(大觀)に於て述べた如く、株式會社には、株主總會(意思機關)取締役(代表執行機關)及び監査役(常設監査機關)の三機關があつて、其業務を處理して居る。而して此外、臨時監査機關として、検査役の制度が設けられて居る。以下順次此等機關に就き説明を試みる。

第一節 株主總會

一、決議事項

我商法は、次の九項は必ず株主總會の決議によつて定むべきものと爲して居る。

(1)定款の變更、(2)任意の解散、(3)會社の合併、(4)社債の募集、(5)

取締役及び監査役の選任並に解任、(6)取締役に對する競業禁止の解除、及び取締役が競業禁止の規定に違反したる場合に於て、其行爲を會社のために爲したるものと看做すことの決定、(7)利益又は利息の配當、並に計算の承認、(8)新株募集手續の調査、(9)清算の承認(以上詳細後説)

學者は之を株主總會の專屬事項と稱して居る。

此外定款の規定を以て、特に株主總會によつて決議すべき事項を定むることとは任意である。取締役の權能を縮少せむとする場合には、通常此方法を採用する。株金第二回以後の拂込を取締役に一任せず、定款を以て之を株主總會の決議によるべき旨を定めたものゝ如きは、往々にして見受けるところである。尙ほ以上株主總會の專屬事項、及び定款を以て特に規定せる事項以外のことでも、株主總會の決議を以て定めることは、亦一向差支ない。

二、種類及び權能

株主總會には、其招集の時期の如何により、所謂定時總會と臨時總會との

二種類がある。前者は法律及び定款の定むるところに従ひ、毎年一回一定の時期に、又年二回以上利益の配當を爲すものにおいて、毎配當期毎に、取締役之を招集することを要するもので、之に於ては、取締役の提出に係る前期末決算書類、及び監査役の之に關する調査報告書(詳細後説)を審議して、之が認否を決し、又利益若くは利息の配當を決議するものとせられ、尙ほ序を以て、同時に此他如何なる事項をも決議するも自由である。此自由決議事項中最も普通なるは、取締役及び監査役の選任の決議である。次に後者は、臨時必要ある毎に、取締役若くは監査役之を招集し、又既に述べた如く、資本の十分の一以上に當る株主が、裁判所の許可を得て、之を招集するものである。唯取締役が之を招集するのが普通で、其他の者が招集するのは、非常の場合である。尙ほ會社解散後に於ては、從來取締役が招集した總會は、清算人が代つて之を招集することゝなる。之に就ては、後章に更めて説明する。

株主總會は又、株主全體の總會たるに、優先株主の總會たるにより、普

通の株主總會（此場合には、單に株主總會といふ）と、所謂優先株主總會との二種がある。前者は普通株主と優先株主とを問はず、株主全體の總會で、通常の株主總會は皆之である。後者は優先株が發行せられて居る場合に、普通の株主總會が決議したる定款の變更が、優先株主に損害を及ぼすべきときに限り認められた優先株主丈けの總會であつて、之に於ては、所謂特別決議（優先株主丈けに就て計算せる）の方法を以て、其決議を爲す。されば斯かる結果を齎す定款の變更は、以上兩種の總會の決議を要するのである。

参考八 地方鐵道會社には、別に後配株主總會と稱するものがある。即ち

地方鐵道法第六條ノ四第二項 會社カ後配株ヲ發行シタル場合ニ於テ、定款又ハ株式申込證ニ記載シタル事項ニ付、特ニ後配株主ニ不利益ナル變更ヲ爲サムトストキハ、後配株主總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス。但シ已ムヲ得サル事由アル場合ニ於テ、監督官廳ノ許可アルトキハ此限ニアラス。後配株主總會ニハ、株主總會ニ關スル規定ヲ準用ス。

三、招集の方法

株主總會は、其種類に拘らず、又何人が之を招集するかに関せず、何れも會日より二週間前に、株主名簿所載の各株主に宛て、其會議の目的たる事項を記載せる通知書を發することを要する。若し無記名式の株券を發行せる場合には、會日より三週間前に、總會を開く旨、及び其會議の目的たる事項を公告することを要する。開會の場所は、本店所在地たるを普通とするが、又往々多數株主の居住する地とすることがある。

四、決議の方法

總會の決議は、出席株主の議決權の過半數を以て之を爲すを本則とし、唯定款の變更、任意の解散、會社の合併、及び社債の募集の四項は、特に重要な事項であるので、總株主（註一九）の半數以上にして、資本の半額以上に當る株主出席し、其議決權の過半數を以て、其決議を爲すべきものと定められて居る。前者の方法は、所謂通常決議、又後者の方法は、所謂特別決議である。尙ほ定款の變更が、優先株主（又は後配株主）に損害を及ぼすべきときは、別

に優先株主(又は後配株主)總會の決議を要する事は、前項に述べたところである。

註一九 無記名式の株券が發行せられて居る場合には、記名式の株券を有する者の全體と、無記名式の株券を有する者の内、總會の會日から一週間前に、會社へ自己の株券を供託した者との合計を以て、總株主と看做す。

通常決議で十分なる事項も、特に定款の規定を以て特別決議の方法によらしめ、又は其他條件を重きものとし、又特別決議によるべき事項も、之を一層重き決議方法によらしめることは一向差支ない。實際に於ても、往々にして此種のものを見受けるが、特殊の會社の外は、却つて不便に困しむ結果を來す。

特別決議を要する總會に於て、法定の株主が出席しない場合あるを慮り、我商法は、所謂假決議の便法を認めて居る。即ち斯かる場合には、出席せる株主の議決權の過半數を以て、一先づ假決議を爲し、各株主に對して、其假決議の趣旨を通知し、又無記名式の株券を發行せる場合には、其趣旨を公告

し、更に一箇月内に、第二回の株主總會を招集する。而して此總會に於て、出席株主の議決權の過半數を以て、曩の假決議の認否を決するのである。唯此便法は、會社の目的たる事業を變更する場合には、適用することは出來ないものとされて居る。我國では、從來總會に出席する者は、僅々總株主の小部分で、其特別決議を要する場合には、會社當局は、委任狀(次説)の蒐集に狂奔する。外國でも一般に同様の状態であるといふ。

五、株主議決權

株主の議決權は、一株に付き一箇とすること、併し定款の規定を以て、一株以上の株主の議決權は、制限を加へることが出來ることは、既に屢々述べたところである。株主は代理人を以て、議決權を行使することが出來る。但し其代理人は、代理權を證する書面を、會社に提出することを要する。所謂代理委任狀であるが、通常會社の方で印刷に附し、總會の通知書に添へて、之を各株主に發送し、總會に出席しない株主をして、之に記名捺印せしめ、

折返し返送せしめる。今其代理人は、株主自ら選定することが出来ること勿論であるが、通常之を會社に一任し、會社は出席株主中より然るべき者を代理人に選定することが、今日一般に行はれて居る。尙ほ實際に於ては、一般に定款は代理人を會社の株主に限定して居ること、既に定款の項に於て述べたところである。又申すまでもなく、代理人は、創立總會の場合と同じく、所謂出席株主數の計算に入れ、從て其議決權も、自然議決權の計算に加へるのである。

無記名式の株券を有する者は、會日より一週間前に、其株券を會社に供託しなければ、其議決權を行使することが出来ぬ。又總會の決議に付き、特別の利害關係ある者は、其議決權を行使することは出来ぬ。例へば定時總會に於て、會社計算の承認の決議には、取締役は其議決權を行使することが出来ぬが如きである。創立總會にも同様の制限あることは、曩に述べたところである。

六、決議の無効

株主總會招集の手續、又は其決議の方法が、法令又は定款に違反せる場合は、株主、取締役又は監査役は、決議の日より一箇月内に限り、本店所在地の地方裁判所に對し、其決議無効の訴を提起することが出来る。但し株主が此訴を起すことの出来る場合、既に述べた如く、其株主が總會に於て、決議に對し異議を述べたとき、又は正當の理由なくして、總會に出席することを拒絶せられたとき、又株主が總會に出席しなかつた場合は、自己に對する總會招集の手續が、法令又は定款に違反せることを理由とするときに限られて居る。尙ほ株主が此訴を起すとき、若し會社から請求があると、相當の擔保を供することを要するものとせられて居る。是れ株主をして、猥に斯かる舉に出でしめない様にするためである。若し總會の決議自體が、法令中の公益規定、又は定款に違反して居る場合、又初めより法律上無効の決議と認むべき場合は、其決議は當然無効であるから、右の訴を提起するに及ばない、

此場合には、民事訴訟法の規定に従ひ、決議無効確認の訴を起せばよいのである。右の訴の口頭辯論は、決議の日より一箇月を経過した後でなければ開かれない。又右の訴の提起ありしこと、及び口頭辯論の期日は、取締役が遅滞なく公告することを要する。尙ほ數個の訴が、同時に繫續するときは、其辯論及び裁判は、之を合併して行ふものと定められて居る。若し此訴を、決議の日より一箇月以内に起きぬときは、其決議は絶対に有効のものとなるから、此點は注意すべきである。決議無効の判決が確定すれば、其決議は初めより無効なりしものとなる。若し又反對に、決議が無効にあらずとの判決が確定したときは、其決議は初めより有効なるものとなり、而して此場合には、訴を起した株主に、悪意又は重大なる過失があつたとすれば、其株主は、會社に對して連帶して損害賠償の責に任すべきものとせられて居る。尙ほ決議したる事項が、登記すべき事項であれば、決議無効の判決の確定せる時分には、既に其登記は済んで居る筈であから、更に登記を爲して、決議無効の判

決の確定したる旨を、一般に知らしめなくてはならぬ。

七、定時總會招集の時期

臨時總會は、臨時必要あるときに招集するものであるから、其招集の時期は、豫定せらるゝものではないが、定時總會は、今日殆んど總ての定款が、其招集の時期を豫定して居ること、既に定款の項に於て述べたところである。多くの會社は、年二回決算とし、而して其時期は、後章決算の項に詳述するが、定時總會は大抵決算期の翌月中に招集して居る。

第二節 取締役

一、取締役の選任

取締役は會社を代表し、且つ會社業務を執行する機關である。我商法は、會社設立に際しては、其發起設立の場合には、發起人の互選により、又其募集設立の場合は、株式引受人中より、創立總會之を選任すべきものと定め、又

其設立後に於ては、株主中より株主總會之を選任すべきものと定めて居る。而して商法は、別に定款に記載すべき絶對的必要事項として、取締役の有すべき株式の数の一項を擧げて居るので、實際は定款によつて定められたる員數の株式を有する者の中から選任すべきものである。尙ほ其任期中繼續して一定數の株式を所有せしめるため、商法は又定款に定めたる員數の株券を、監査役に供託すべき旨をも規定して居る、蓋し斯くして、取締役をして資本的にも會社と密接なる關係に立たしめむとしたのである。併し之では實際上適當なる取締役を選出しがたいことがあるので、現に取締役たる資格のない者へ、大株主（それは單なる大株主たる者か、又は取締役たる大株主）が自己の持株の一部を貸與して、併し表面は取締役たる資格ある株主と爲し、依て此者を取締役に選任することが能く行はれる。所謂備重役とは之を指し、後掲專務取締役又は常務取締役の中には、屢々此種の取締役を見る。

取締役を株主中より選任すべきものと爲せる現行商法の規定に對しては、

近時異論が多くなつて來た。外國に於ては、之が選任資格を法律を以て限定しないものは尠くない。自分は昭和四年十月發行の雜誌「企業經營」に、取締役選任の資格及び方法に就き、各國の現狀を紹介し、且つ我國に於て適切と信する私見を述べた。

取締役の員數は、我商法は三人以上と定めて居るが、大會社では二十人も上るものがある。通常は十人以内の定員を定款に定めて居る。次に任期は三年以内とし、唯實際上の便宜のため、定款の規定を以て、其任期が配當期前に盡きたときは、其配當期に關する定時總會の終了に至るまで、任期を伸長することを得る旨を定めて居る。之に就ては、既に定款の項に補説したところである。滿期に至り再選することは、一向差支ない。實際に於ては、其大多數を再選して居る。取締役は支配人を兼ねることは出来る、併し監査役を兼ねることは出来ない。實際に於て、前者の例は屢々見るところである。

二、取締役の職務

取締役の職務は、即ち會社代表及び業務執行の二者である。次に此等を別々に説明する。

(甲) 會社の代表

取締役は、各自獨立して會社を代表するを本則とするが、定款又は株主總會の決議を以て、取締役中特に會社を代表すべき者を定め(所謂代表取締役の制度)、又は數人の取締役が共同し、若くは取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めること(所謂共同代表の制度)が出来る。前者の場合、即ち代表取締役の制度は、今日實際上の便宜のため、多く行はれて居る。社長又は頭取(銀行に多く用ゐられる)と稱せらるゝ者は、即ち通常此種の取締役を指す。後者即ち共同代表の制度は、從來殆んど其例を聞かぬ。設立の際會社が代表取締役を定め、又は共同代表の制度を設けた場合は、之を登記すべきこと既に述べたところであるが、設立後に於ても亦同様である。

(乙) 業務の執行

會社の業務は、原則として、取締役の過半数を以て行ふべきものと定められて居るが、定款の規定を以て、各取締役に其分擔を爲さしめること、又は特定の取締役をして、其専決を爲さしめることが出来る。此後の組織は、今日多く行はれて居る。即ち彼の専務取締役と稱する者は、一般に日常の社務を總攬し、又常務取締役と稱する者は、或は専務取締役の下にあつて、或は單獨に、全般の又は特定の業務を執行するのである。多くの會社に於て、取締役間に業務執行上の打合せを爲すため、又専務取締役、常務取締役等が、他の取締役に事務を報告し、又は其意見を徴するため、毎月一回といふ様に、取締役の會議を開く。所謂取締役會長とは、此會議に議長たる者を指す。我商法は、以上述べた如く、取締役に対し會社代表及び業務執行のことを規定して、其總體的の職務を指示して居るが、別に業務執行に關する事項に付き、特に取締役の職務として掲げたものがある。今其重なるものは次の通りである。

(イ)取締役は、定款及び總會の決議録を本店及び支店に、又株主名簿及び社債原簿を本店に備置き、營業時間内何時にても、株主及び會社債權者の閱覽に供することを要する。

(ロ)會社が資本の半額を失つたときは、取締役は遲滯なく株主總會を招集し、之を報告することを要する。今資本の半額を失つたときは、會社の正味財産(拂込未済資本金を含む)が、公稱資本金の半分以下に切込んだ場合を指すのである。實際に於ては、此總會には、同時に善後策に關する議案をも提出し、總會の意見を徴すべきであらう。

(ハ)會社の財産を以て、會社の債務を完済することが出来ない状態に立至つたときは、取締役は直ちに本店所在地の地方裁判所に對し、破産宣告の請求を爲すことを要する。今會社の債務を完済することが出来ない場合は、正味財産がなくなつて仕舞つたことを指すのである。唯實際に於ては、かくの如き場合は、多く債權者と妥協して善後策を講じ、破産宣

告の申請はしない様である。

(ニ)取締役は、定時總會を招集し、之に決算書類を提出すること、並に之に關聯して種々の手續を爲すことを要する。之に就ては後章決算の項に詳説するから、此處には述べない。

(ホ)尙ほ以上の外、取締役は、創立總會に於て創立事項の調査を爲すの職務を有することは、既に述べたところである。

三、取締役行爲の制限

我商法は、取締役に對し、次の二つの制限を附して居る。

(イ)競業の禁止 即ち取締役は、株主總會の認諾を得なければ、自己又は他人のために、會社と同種類の商行爲を爲し、又は同種營業を目的とする他の會社の無限責任社員となることは出来ぬ。若し取締役が之に違反して、自己のために右様の商行爲を爲した場合は、株主總會の決議を以て、其行爲を會社のために爲したものと看做してもよいのである。但し株主

總會の此權利は、監査役の一人が其行爲を知つた時から、二箇月内に行はなかつたとき、又は其行爲の時から一年を経過したときは、自然消滅するものと定められて居る。又其他の場合に於ては、會社は取締役に對し損害賠償を求むることが出来る。尤も定款又は總株主の同意を以て、豫め此禁止を排除し、又は其禁止の範圍を縮めて置くことは差支ない。實際に於て、取締役が同種營利行爲を爲すことは珍しくない。商法は斯かる場合に、取締役と會社と營業上の衝突を避けしむるため、以上の規定を設けたのである。

(ロ)取締役對會社の取引 即ち取締役は、監査役の承認を得なければ、自己又は他人のために會社と取引を爲すことは出来ぬ。若し右の承認なしに、此取引を爲した場合は、それは當然無効である。蓋し之により、會社の不利益を回避せしめるためである。尙ほ此取引に就ては、商法は民法第百八條の所謂同人代理の規定を適用しないから、其取締役は、同時に會

社を代表することが出来る。

我銀行法は、更に銀行の常務に従事する取締役が、他の會社の常務に従事せむとするときは、主務大臣の許可を要するものと爲して居る。是れ斯かる取締役をして、専心銀行の業務に従事せしめむとする趣旨に出でたものである。

四、取締役の責任

我商法によれば、取締役は其業務を執行するに當り、其任務を怠つた結果、會社に損害を與へたときは、其取締役は、連帶して損害賠償の責を負ふ。又之は後章増資の項に説明するところであるが、新株募集の場合に、引受なき株式、又は第一回の拂込未済の株式があつたとき、又は株式の申込が取消されたときは、取締役總員連帶して、其引受又は申込を爲す義務がある。取締役は又法令若くは定款に反する行爲を爲したときは、其行爲が假令株主總會の決議によつた場合と雖も、其取締役は、第三者に對して連帶して損害賠償

の責任を負ふものとせられて居る。

尙ほ以上の外、取締役は特定の場合に於て、刑罰又は過料の制裁を受ける。それは商法第二百六十一條乃至第二百六十二條ノ二に於て列擧されて居る。

千九百八年の英國會社統一法 Company(Consolidation) Act は、株式會社は定款により其取締役を無限責任と爲し得べき旨を規定した(但し此場合には、其責任は退任後尙ほ一箇年存続する)。是れ事業によつては、之を必要とするものあるを豫想したによるならむも、今日實際上之を採れるものは稀有であるといふ。我貯蓄銀行及び株式組織の無盡業の取締役は、それ〴〵貯蓄銀行法、無盡業法により、其在任中生じたる會社の義務に付き、連帶無限の責任を負ふものとせられ、又其責任は、退任後尙ほ二箇年存続するものと定められて居る。是れ此種營業は、多く無智なる小貯蓄家を其債權者と爲すが故に、一朝經營に失敗するときは、國民の貯蓄思想に大なる惡影響を及ぼす虞があるので、其經營を慎重ならしめ、又併せて善後策たらしめむため設けられたものであつて、

固より至當のことである。

近來我國に於ては、普通銀行が破綻すれば、其取締役は私財を提供して其損害を填補することが慣例となつた。又一般事業會社に於ても、取締役が同様の措置に出づるものを往々見るに至つた。之に就ては、後章整理の項に重ねて言及する。

五、取締役の權利

取締役の權利として擧ぐべきものは、其報酬である。我商法は、之を定款の規定によらずんば、株主總會の決議によつて定むべきものとして居るが、一般に之を後者の方法によつて定めて居る。而して多くは具體的金額を定めるが、往々にして其他の方法、例へば純益金の何歩といふ様な定め方もある。英國に於ては、特に規定を設けざるに於ては、取締役は無報酬とされて居るが、通常は定款によつて、之を給すべき旨を定めて居る。尙ほ此國に於ては、會社の利益少き期には、取締役は其報酬の全部又は一部を辭退する例が

尠くない。米國に於ては、取締役は通常無報酬で、唯中には取締役會議又は委員會議に出席することを獎勵する目的で、斯かる會議に出席した者には、一回五弗乃至十弗の報酬を交付するものがある。尤も取締役が職員を兼ねる場合には、其職員としての報酬を受けることはいふまでもない。又取締役が定められた職務以外のことに臨時従事するときは、當然之に對する報酬は取る。

之はいふまでもないことではあるが、取締役が會社のために支拂つた費用又は立替金は、當然其償還を受ける権利がある。尤も英國では、定款に特に規定を設けなかつたときは、其會社のために支拂つた費用は、自辨とされて居る。

六、取締役の辭任、解任及び退任

我商法によれば、取締役は、會社と委任關係に立つ。されば何時にても辭任することが出来る、其原因は問ふところでない。

次に商法は、會社は株主總會の決議によるときは、何時にても取締役を解任することが出来る。但し任期の定めある場合に(通常之である)、正當の理由なくして、其任期前に解任したときは、其取締役は、會社に對して解任による損害の賠償を請求することが出来るものと爲して居る。今解任による損害とは、其多くは任期滿了までに收得すべき報酬其他の收入であらう。

又取締役は、其死亡、任期滿了、破産、禁治産及び會社の解散により、當然退任するものと解釋されて居る。尤も任期滿了の場合に、之を再選し得ることは、既に述べたところである。

尙ほ商法は、取締役は自己が退任せる結果、法律又は定款に定めたる員數の取締役を缺くに至つたときは、破産及び禁治産の場合の外、新任取締役が就職するまで、仍ほ取締役の權利義務を有するものと定めて居る。

最後に取締役が其住所氏名を變更したり、又は其異動ありし場合は、二週間内に、本店及び支店の所在地に於て、其旨登記を爲すことを要すること、

既に第二章第四節設立の登記に附説したところである。

第三節 監査役

一、監査役の選任

監査役は、取締役の業務を監督する常設の機関である。我商法は、其選任の時期及び方法に就ては、既説取締役の場合と全く同様に律し、唯其資格に就て單に之を株主と爲して居る。併し實際に於ては、普通に定款に於て、亦取締役の場合と同じく、一定数の株式を所有する者に限定して居ることは、既に總説(大觀)に於て述べたところである。又特殊銀行中には、其資格株を定款中に定めたものを見る。

監査役を株主中より選任すべきものと爲せる現行商法の規定に對しては、夙に異論を聞く。外國に於ては、其資格を限定しないものが多い。之に關しては後項に聊か説明を加へる。

監査役の員數に對しては、商法は特に規定を設けて居ないから、一人又は數人等自由に之を置いてよろしい。併し既掲定款例に示した通り、普通に其員數を定款に豫定して居る。小會社では一人のもある。一般に取締役より少く、多くとも數人を出でない。其二人以上ある場合に於て、其中一人又は稀に二人を、所謂常任監査役として、常時監査の任務を行はしむるものもある。次に任期は二年以内と定められて居るが、取締役の場合と同じく、實際上の便宜のため、定款の規定を以て、其任期が配當期前に盡きたときは、其配當期に關する定時總會の終了に至るまで、任期を伸長するを得ることを認めて居る。是亦取締役の場合と同じく、曩に定款の項に補説したところである。尙ほ満期に至つて再選することは差支なく、實際に於ては、取締役の場合と同じく、再選することが多い。

商法は又、監査役は取締役又は支配人を兼ねることは出來ないものと爲して居る。

二、監査役の職務権限

一一二

監査役の職務は、既に述べたる如く、取締役の業務執行を監督するにあるが、我商法は特に其職務として、次の數項を擧げて居る。

(イ) 監査役は、取締役又は清算人(清算期間中)が株主總會に提出せむとする書類を調査し、其意見を總會に報告する(本項後章決算及び解散の項に再説)。

(ロ) 監査役は、新株發行の場合に於て、之に關する事項を調査し、之を資本増加後招集すべき株主總會に報告する(本項後章増資の項に再説)。

(ハ) 監査役は、會社が取締役に對し、又取締役が會社に對し、訴訟を提起する場合に、會社を代表する。但し株主總會は、特に他人をして代理せしむることが出来る。又資本の十分の一以上に當る株主の請求により、會社が取締役に對し、訴訟を提起する場合には、其請求株主は、監査役以外の者を、其代表者に選任することを得るものとせられて居る。

(ニ) 取締役中に缺員を生じたときは、其補缺選舉を行ふまでの間、取締役及

び監査役の協議により、監査役中から、一時取締役の職務を行ふ者を定めることが出来る。併し之により、其監査役は、次の定時總會で決算書類の承認を受けるまでは、監査役の職務を行ふことが出来ぬものとせられて居るから、之は監査役が二人以上あり、而して其中少くとも一人が、從來の通り監査役の職務を行ふために残される場合でなくてはならぬのである。唯實際に於て斯様な場合が實現するのは稀である。

(ホ) 尙ほ以上の外、監査役は、創立總會に於て創立事項の調査を爲し、取締役の供託株券を保管し、又取締役が自己又は他人のために會社と取引を爲さむとする場合に之を承認する等、の職務を有することは既に述べたところである。

次に商法は、監査役が其職務を行ふ場合の必要を豫想して、特に左の如き権限を之に與へて居る。

(イ) 監査役は、營業時間内何時にても、取締役に對し會社營業の報告を求め、

一一三

又は会社の業務及び財産の状況を調査することが出来る。今日多くの会社に於て、取締役會議と同様、監査役會議を開き、又は監査役を取締役會議に出席せしめ、取締役又は支配人が、之に營業の報告を爲し、又帳簿を展示して、其調査を求めて居る。

(ロ) 監査役は、株主總會を招集する必要があると認めるときは、自ら其招集を爲すことが出来る。それは通常會社の業務財産の状況を調査した結果、之を總會に報告し、其意見を求める必要を感じた場合である。

唯今日我國に於て、監査役は多く有名無實の機關である。特に彼の常任監査役の如きは、多くは會社使用人から轉化せるもので、取締役の下にあつて、使用人の監督に従事せる觀があるものが尠くない。此機關を有意義ならしむるため、今日識者の中に、曩に述べたるが如く、監査役の資格に關する商法の規定を撤廢すべしと爲すもの、或は代人監査を認めて、例へば計理士等をして之が監査に當らしむるの途を開くべしと爲すもの、又或は商法の規定は

之を現状の儘とし、定款を以て、監査役をして其監査に當り、雇人を使用することを得しむる旨を規定し、依て監査技能ある者を使用せしむるの慣行を作らしむべしと爲すもの等、種々の論を聞くに至つた。自分も亦我國監査役の現在事情には、大なる不滿を抱藏するものである。

三、監査役の責任及び權利

監査役の責任に就ては、我商法は取締役に對する規定を準用して居るから、重複を虞れ、此處に述べることを略する。而して其責任ある場合に、取締役も同時に責任あるときは、其監査役は、取締役と連帶して責に任すべきものとされて居る。尙ほ監査役は、特定の場合に於て、刑罰又は過料の制裁を受ける。それは商法第二百六十一條乃至第二百六十二條ノ二に列擧せられて居る。

監査役の權利として擧ぐべきものは、即ち其報酬である。之は取締役の場合に説明せるものと全く同様であるから、右を參照せられたい。

四、監査役の辭任、解任及び退任

監査役の辭任、解任及び退任に關する商法の規定は、大體取締役の場合と同じであるから、重複を避け此處に述べない。唯取締役と異なるところは、會社は解散しても、監査役は依然存することである。從て其任期も、解散に拘らず、定款の定めに従ひ其儘存続し、而して以後は、取締役の業務執行に代へて、清算人の事務を監督し、滿期には亦株主總會によつて改選を行ふこととなるのである。

第四節 検査役

一、検査役の職務と其選任資格

検査役は、取締役又は監査役の調査若くは監査を以てすべからざる場合、又は満足すべからざる場合に、會社業務の内容其他の調査を爲す臨時の機關である。唯取締役及び監査役とは異なり、必しも株主たることを要しない。

實際に於ても、其株主以外の者たることが尠くない。又既に述べたるが如く、發起設立の場合は、裁判所は通常發起人以外の者を任命して居るのである。

二、検査役選任の場合と其調査内容

我商法の規定する検査役選任の場合、及び其調査すべき事項は次の通りである。

(イ) 會社設立の場合 會社設立の際検査役の選任せらるゝは、發起設立の場合と、募集設立の場合とあり、而して其選任事情は、兩者それゝ異なるものがある。今之に關しては、既に第二章第三節設立の手續中に詳説したから、再説を省く。

(ロ) 株主總會の場合 之には更に次の三種がある。(a) 定時總會の場合 之に就ては、便宜上後章決算の項に説明する。(b) 資本増加後開くべき總會の場合 是亦説明の便宜上、後章増資の項に述べる。(c) 監査役の招集せる總會の場合 既に述べた如く、監査役は株主總會を招集する必要

ありと認めるときは、其招集を爲すことが出来る。而して此總會では、會社の業務及び財産の状況を調査せしめるため、特に検査役を選任することが出来る。又次掲(ハ)に基因して、監査役が招集せる總會の場合もあるが、之は次に説明する。

(ハ)資本の十分の一以上に當る株主の請求による場合 既に述べたる通り、裁判所は、資本の十分の一以上に當る株主の請求により、會社の業務及び財産の状況を調査せしめるため、検査役を選任することが出来る。検査役は其調査の結果を裁判所へ報告することを要する。而して其結果、裁判所は必要ありと認めれば、監査役をして臨時總會を招集せしめることが出来る。而して此總會では、更に右の調査を爲さしめるため、特に検査役を選任することが出来るのである。

検査役の選任は、發起設立の場合は、強行規定であるが、其他の場合は、任意に又必要あるときに之を見るのである。然るに前者の場合は、此強行規

定を避けむとして、今日發起設立は其數極めて少く、従て自然其例を餘り見ない。又後者を實際見るは、多くは重役不信任の場合であるが、其例亦甚だ多くはない。唯此制度は、重役を監視する上に於ては有力なる豫防策となる。

第五章 増資及び減資

第一節 増資

第一款 前記

此處に増資とは、株式會社が其資本金を増加することをいふ。今増資の方法には、(イ)株式の増發、即ち新株を發行するものと、(ロ)從來の株式一株の金額を増加するものと、の二種ある譯であるが、我法律は後者に就ては何等の規定を設けて居ない、又此方法は、從來の株主に對し、新たなる義務を課することとなるので、總株主の同意を得なければならぬ、尙ほ又今日多くの會社が、一株を五拾圓と爲して居る、それを人氣の好くない百圓とかいふ様な株に改めるのは思はしくない等、種々なる故障があるので、嘗て其例を聞かない。即ち從來増資は例外なく、新株發行の方法により行はれて居るの

である。外國に於ても、亦一般に同様であるといふ。そこで以下増資、即ち新株の發行として、説述することとする。

第二款 増資の種類と其事情

増資の目的は、通常新資金を獲得するにある。所謂實質的増資とは之を指す。併し往々にして、利益積立金又は負債を株金に振替へる目的を以てするものがある。所謂形式的増資之である。以下此等兩者を別々に説明する。

一、實質的増資

新資金を調達せむための増資、即ち所謂實質的増資は、如何なる場合に行はれるか。一體會社が新たに資金を要するとき、増資の外に、尙ほ一般的方法として起債がある。従て特に之を増資によるとすれば、其之による必要又は利益が存する筈であつて、唯漫然と直ちに増資を採るべきではあるまい。然らば増資により新資金を獲得するは、如何なる場合であるか。其重なるものは次の通りである。

(イ)永久資金を調達せむとする場合 即ち資金の性質永久的なるものは、原則として増資に俟つべきである。此處に永久資金とは、固定資産獲得のために投ぜられるものは勿論のこと、又流動資産に振宛てられるものでも、四季を通じて必要なるべき最小の額は、此部類に込める。若し此種資金を債務によつて調達したならば、其期限に至つて借換を行ふため、或は甫めて此時期に至り増資を行はむとして、屢々大なる苦惱を嘗めなくてはならぬ。特に其時期が、金融の梗塞時に遭遇したならば、強力なる會社でも破産した例さへあるのである。併し之は原則である、永久資金を得むと欲する時、常に必しも増資が可能とは限るまい。然らば其可能なる時期まで待つか、斯かる保守的態度は、進取を尙ぶ企業家の辿るべき唯一途ではあるまい。茲に屢々變則として、一時的に債務特に社債による資金調達を行ひ、後、期を見て増資を爲すの途に出づる必要もあるであらう。唯此場合は畢に變則である。前途に充分なる見込が附かな

ければ危険である。尤も信用ある會社に於ては、事實上の永久資金も、社債等の長期債務により、永く押通して調達せるものもあるが、之は例外である。外國に於ては、償還に特定の期限を附けない社債、所謂不定期社債を發行せるものがあると聞くが、之は完全に以上の例外を成すものであらう。

(ロ)金融市場の状況が増資を有利とする場合 即ち金融市場に於て、株式投資熱が旺盛である場合には、相當信用のある會社に於ては、割増發行其他種々の方法によつて、有利に株式を賣出すことが出来る。されば短期資金は兎に角、相當長期の資金ならば、所謂證券經濟上(註二〇)社債等の債務證書によるよりも、寧ろ株式發行によるを有利とするのである。

註二〇 證券經濟とは、證券を發行せむとする者が、或は自己單獨に其特殊の施設又は工夫により、或は他者と共同し、又は其支援を受くるにより、然らずんば不能又は不利なるべき證券の發行を、可能又は有利ならしむる

方途をいふ。自分は、大正十四年三月一日発行雑誌「商事研究」に、之に關し愚見を掲載した。

(ハ) 會社財政の現状が、増資を採らしむる場合、即ち例へば、之は此場合の主たるものであらうが、會社の現状は、債務過多、利益過少等の理由で、本來債務によるべきであり、或は債務によるを有利とするも、それが不可能なる場合には、恐らく増資が資金調達唯一途であらう(註二一)。尤も増資とても、前途利益増加の見込充分ならざれば、之も容易の業ではないのである。

註二一 斯かる場合に、利益を保留して之に充つる途もあるが、性質上金額に於て之に代へることは出來ないであらう。

(ニ) 此外、或は公稱資本金の増大を計らむとする場合、或はプレミアムを收得せむとする場合、或は獨占事業等に於て、世間に對する思惑上、配當率の増大を避けむとする場合、又或は所謂クロス・コムパニーを公開せ

むとする場合等に、敢て増資を採ることがある。

實質的増資の目的には、大略二つある。其一は、擴張資金調達を目的とするもの、又其二は、窮況脱却を目的とするものである。以下項を別ちて、此等兩者を説明しやう。

(1) 擴張資金調達を目的とする場合

此目的を以てする増資は、企業の膨脹性からして、多くの会社に必然的に發生するもので、凡そ増資の本來の形ともいふべきものである。從て其場合も自然多い。今從來の例によると、新株は現在株主に於て全部を引受けるか、或は一部は社外の一般放資公衆より募集し、又は従業者、顧客(註二二)等にも幾分を割當てる等の方法が行はれて居る。而して其一部を一般放資公衆其他社外より募集する場合には、其分に就ては、プレミアム附とすることが尠くない。之が此種の發行に特有の現象ともいふべきものゝ如くである。成功せる大會社の増資には、多く之を見る。

註二二 現在株主又は従業者（重役、使用人）をして、新株を引受けしめることは、古くより各國に行はるゝところであるが、顧客をして之を引受けしむることは、比較的新しい事實である。其普通なるは、銀行——預金者、工業——消費者卸賣商小賣商、電燈瓦斯事業——需要家等の關係に於てである。最も顯著なるは米國で、今之を電燈電力會社に就て見るに、二百以上の會社が之を行つて居り、株主の八割までが、其需要家であり、又需要家の六分が株主であるといふ。尤も持株数は少く、平均一人七株、又拂込を延拂にするものが三割あるといふ。併し年々大なる發達を爲しつゝある。我國にも近頃銀行、信託會社、電燈會社等に其例を見るに至つた。

參考九 従業者を株主たらしむることに於ても、米國の例は凄まじい。The American Telegraph and Telephone Companyの如きは、従業者の五分五厘に當る約十三萬人が、同時に株主であり、更に The United States Steel Corporation の如きは、従業者の三分の一なる三十萬人以上が、合計百萬株を持つて居るといふ。顧客を株主たらしむるときは、愛社心を大ならしむる結果、例へば小賣業に於ては賣上を大ならしめ、又鐵道業に於ては運賃の増加を見るに至る。又

従業者を株主たらしむるときは、勞資協調に資するところ尠からず、能率大に、又従業者の異動が減するに至る。

此種増資の變態として、合併による増資、特に所謂變態増資を擧げることが出来る。普通の合併による増資に就ては、後章合同の項に、又所謂變態増資に就ては、本節の末尾に説明を爲す。

(2) 窮况脱却を目的とする場合

(主として優先株に就て)

會社が營業の不振又は蹉跌により、窮况に陥つた場合、必然的にブツカル財政上の問題は、(a) 現に有する巨額の債務を如何にして整理すべきか、及び(b) 復活に要する新資金を如何にして調達すべきか、の二者であらう。即ち普通に窮迫せる會社には、先以て不相應なる借金其他の債務があり、而してそれは多く返済不能及び利拂延滞の状態にある。されば此上他より融通も出來ず、從て現に資金は極度に涸渴し、積極的活動は停止されて居るのであ

る。今其莫大なる債務を辨濟せむとし、又其活動資金を獲得せむとするには、如何したらよいか。それは自力によるものとすれば(註二三)、新株の發行を措いて、他に途はない。而も其新株は、會社從來の株主が、自衛上進んで按分比例其他の方法により、之を引受けるか、乃至重役、大株主等會社の中心者が、特に之を引受けるかとする場合は別とし(併し實際上は、此種事實は至難であることが普通である)、然らざる場合には、新たな放資家を物色しなければならぬ。併し斯かる放資家が、かくの如き窮態の會社の株式を、普通の條件で引受けるものでない。そこで新資金を得て復活した後舉げ得べき豫想益金を、其優先配當に充當する範圍内に於て、優先株を發行するに於ては、或は新株の引受に應ずる放資家も出て來るのである。又借金の利子支拂が出来ない、尙ほ現に債務が多くて首も廻らぬ、是非とも之を減らして、一方其利拂上の負擔を輕減し、又他方起債の餘力を作りたい、さりとて此儘では他より資金を調達して、之が返濟に充てることも出来ぬ、併しホツテ置けば、會社も債權者も

共倒れになるといつた様な場合には、其重なる方途として、會社は主たる債權者に對し、其債權を新株に振替を要望する(註二四)、それは從來の株主と同じ條件では、債權者は承知するものではないから、そこで此場合にも普通に優先株を發行することとなるのであるが、之に就ては形式的増資の項に於て更めて説明する。而して以上孰れの場合でも、會社に相當の缺損があり、乃至不良資産があつたならば(實際多くあるのである)、此等を除くため、先以て減資を行はなければならぬ。併し之に關しては次節減資に於て更めて叙説することにする。

註二三 斯かる會社の整理は、通常自力によるものであるが、往々にして他力によることもある。之に就ては次章整理の項に於て説明を爲す。

註二四 此他の方途に就ては、次章整理の項に説明する。

優先株の發行は、かくの如く窮敗せる會社を立直す策として、實際上最有力乃至唯一なるものであつて、從來之により復活せる會社は頗る多い。現に

我國で立派な會社であつて、優先株を發行して居るものも稀でないが、それは嘗ては之により窮況を切抜けたものである。

唯同一の會社に於て、普通株と優先株と二種を發行することは、計算上面倒であり、兩種株主間の軋轢も起り得るし、又我國では優先株があるといふことは、會社内容の不良といふことを想はせ、從て普通株の價格が兎角押へられる等の不利があるので、中には極度の減資を行つて財政の内容を充實し、然る後普通株を發行するものもあり、又表面は普通株を額面で發行したことゝし、事實は相當の割引を爲し、而して此割引料は、株式募集費、機密費等の名目で、誤魔化すものも稀にはあるといふ。

◎ 優先株の内容

優先株とは、既に第三章第一節第二款株式の種類に於て述べた如く、普通株に比して一層優れたる財産上の特權を、其株主に附與せるものであるが、今其特權として普通に見るは、配當上の優先權及び殘餘財産分配上の優先權

である。前者を配當優先株、又後者を殘餘財産分配優先株といふ。以下此等の内容を窺つてみよう。

(甲) 配當優先株

配當優先株とは、基礎條件として、會社が其利益を株主に配當する場合に、普通株主に優先して、通常豫定率まで其分配を受くる權利を、其株主に附與せるものをいひ、之に所謂參加權及び累積權の有無により、實質上四種別がある。今參加權あるものとは、會社が多額の利益を擧げて、優先普通兩種の株式に豫定率の配當を行ひ、尙ほ殘餘があつた場合、更に此殘餘から追加配當を爲すとせば、通常普通株と共に豫定比の分配を受くるものをいふ。其實質は、社債と普通の株式との兩性質を併有する。今日我國に於ける優先株の多くは、此種に屬する、而して其多くは、普通株に對し優先株豫定配當率と同等の配當を爲し、又殘餘配當は、兩種株式同率と爲せる様である(從て利益の多少に拘らず、優先株の配當率が普通株の配當率より少いといふことはないことになる)。又參加

権なきものは、會社が如何に多額の利益を擧げやうとも、常に豫定率までのみの配當を受けるもので、實質は社債に類似して居るが、危険は社債よりも多い。即ち社債は債務であるから、利益の有無多少に拘らず、其利子を支拂はれるが、優先株は利益なければ無配當、又少ければ豫定率まで配當を受けられないので、從て若し同時に社債の發行ある場合には、此種優先株の豫定配當率は、社債の利廻り率よりも高きを要する理である。之は社債と普通株との中間に居るものといふべきものであらう。會社の利益巨額なる場合には、其配當は普通株に劣る理であるが、實際上は其豫定配當率が、相當高く定められて居るから、先づ斯様なことは減多にない。今日英米に見る優先株の多くは、此種のものである、唯投機的企業には、參加權を附與せるものがある。次に累積權あるものとは、或營業年度に於て豫定率の配當を受けなかつた場合には、其不足分は次の營業年度に於て、先づ其利益の中から補充を受ける。若し次年度にも満足なる補充を受けなかつたときは、更に其以後の

年度に於て受けるといふ、即ちどこまでも受領權の續くもので、實質は社債に酷似して居る。英米に於ける優先株は、多く此種の權利を與へられて居る。我國では従前は少かつたが、近頃漸く増加の傾向がある。又累積權なきものとは、或達業年度に於て豫定率の配當を受けなかつたときは、其不足額（それは若し無配當ならば、豫定配當額全部であるが）は、最早永久に受けることが出来ないもので、此種のもものは、若し普通株の數が、優先株の數より多い場合（一般に左様であるが）に、或營業年度に於て利益が少く、從て普通株にまで配當が及ばないとき、普通株主側から選出されて居る重役が、利益隠匿等の手段を以て、之を無配當乃至一部配當と爲す虞があるのである。併し我國では、今日尙ほ尠からず此種のもものが發行されて居る様である。

以上四種別の實質を組合はせると、配當優先株には次の四種類がある譯となる。

(a) 參加累積的優先株 參加權累積權併有、之は普通株主に最も不利なるも

のであるから、其豫定配當率は、自然他の種類に比して一番低い理である。曩に述べたるが如く、我國に於ては近來此種のもものが漸次多きを加ふるに至つた。

(b) 参加非累積的優先株 参加権あるも累積権なきもの、曩に述べた通り、我國従前の優先株は、多く之であつて、今日尙ほ多く存する。

(c) 非参加累積的優先株 参加権なきも累積権あるもの、之は社債に最も近き實質を有する。曩にも述べた如く、英米の優先株は、多く此種に屬する。而して其豫定配當率は、多くは社債より二分位上になつて居る。尙ほ我國では、優先株主も普通に議決権を有するが、英米では、全く之を與へざるか、又は豫定配當を受ける限り之を與へないのが一般である。

参考一〇 米國に於ては、株式は普通株八割、優先株二割といはれて居る。優先株は、鐵道業、其他公益的企業には、一般的に之を見る。工業にも比較的多く、唯鐵業には少い。又最近商業會社にも、ポツ／＼見る様になつた。我

國に於けるものと異なり、設立の際にも之を發行し、又會社業績に拘らず、普通に資金調達の手段として採用されて居る。堅實なる投資家は、普通株を避けて優先株を擇ぶといふ。英國に於ても、其發行事情は略ぼ同じである。

(d) 非参加非累積的優先株 参加権累積権共に之なきもの、之は(a)と反對に、優先株主には最も不利のものであるから、其豫定配當率は、他の種類に比し最も高い譯である。

(乙) 殘餘財産分配優先株

殘餘財産分配優先株とは、會社解散の場合に於て、其殘餘財産に就き、普通株主に優先して、其分配を受ける特權を其基礎條件として、其株主に附與せるもので、之にも所謂参加権の有無により、二種別がある。即ち参加権あるものとは、通常總株主に拂込金額まで分配を爲し、尙ほ殘餘あるとき、之に就き普通株主と共に、豫定の割合で更に分配を受ける權利を附與されたもので、従來の例によると、兩種同等の條件で、此部分の分配を受けるものと

せられて居るのが多かつた。次に參加權なきものとは、單に其拂込株金額までのみの分配を受けるもので、從て殘餘財産が、優先普通兩種株式の拂込金額より大なる場合には、其分配を受ける高は、却て普通株に劣るのである。殘餘財産分配上の特權は、配當上の特權と併設せらるべきもので、それ自身單獨の特權附では、實益が殆んどなく、從て其例も亦嘗て聞いたことがない。

我國では從來此種特權を附した優先株の發行された例は稀で、即ち多くは配當上の優先權のみを附與し、此種特權に就ては、何等の規定を設けないものであつた。英國に於ける優先株は、普通に配當及び殘餘財産の分配上の特權を併せ附與されて居る。

優先株が、我國に於て普通に見る如く、窮況脱却を目的として發行せらるゝときは、自然有利なる條件のもので、從て其存在は、普通株主には不利益であるので、我が多くの會社に於て、相當期間引續き豫定配當を爲した上は、

之を普通株に引直す旨の條件を附し、以て其永久的存在を避けて居る。又英國に於ては、多く五分乃至二割のプレミアムを附して之を消却し得る條件を以て發行せるものが多く、中には其爲め消却基金を蓄積し行くものもあるといふ。

曩にも述べたるが如く、優先株主に豫約する配當金額は、爾後會社が擧げ得べき最少利益でなければならぬ。然るに實際は、此限度の利益を擧げ得ないことがある。併しさればとて、之に豫定配當を行はないときは、會社及び重役は信用を失墜し、優先株主も亦迷惑を蒙るので、蝟配當(後説)を爲して、豫約率の配當を維持するものも尠くない。

既に述べたるが如く、我國に於て優先株を發行せる會社は尠くない。併しそれは大抵同時に一種のものを發行したもので、二種以上を發行せるものは、二三の例あるのみである。之は一種にして置けば、計算上簡單なる點で重寶ではあるが、放資家誘引上二種以上を發行するも一策であらう。外國では後

者の目的のため、同時に數種を發行する例が尠くないといふ。

優先株は從來普通に額面を以て發行されて居るが、其普通株發行可能なる場合に、放資家誘引のために發行されるときには、プレミアムを附することも出来る。

二、形式的増資

形式的増資は、勘定の振替による株金額の單なる數額的增加である。今其手段は、本款冒頭に寸説した通り、利益積立金を株金に振替ふるもの、及び負債を株金に振替ふるもの、二つである。以下此等二者を別々に説明する。

(イ)利益積立金を株金に振替ふるもの

之は通常利益積立金を一旦株主に分配し、後即時之を新株式第一回の拂込の全部又は一部に充當せしむるの形式を採るものである。此處に利益積立金といふは、彼の別途積立金等の名實共に利益積立金なるものは勿論、繰越利益金等の保留利益をも含めるものである。唯法定準備金丈は、損失の填補

以外には、取崩すことが出来ないものと解釋されて居るから、之は除外すべきであらう。

今此手段による増資は、多く株主の利益を計るに存する様である。即ち實際に於て、多くの場合に利益積立金の過大なるは、其割合に株價の上騰を齎さない。そこで新株を發行し、利益積立金を其拂込金に振替へると、假し一株當りの株價は下落するも、株數の増加によつて、全體としては株主の財産が太る結果を生するのである。次に簡單なる例を以て此計算を掲げて見る。

(1) 現在資本金壹百萬圓、一株五拾圓、株數貳萬株、全額拂込済

(2) 法定準備金貳拾五萬圓

(3) 別途準備金等新株拂込に振替へ得る利益保留額五拾萬圓

(4) 現在株價一株百圓

(5) 新株貳萬株を發行することとし、前記(3)の金額中より、貳拾五萬圓を取崩して、其第一回拂込金(一株に付拾貳圓五拾錢宛として)に充てる。

(6) 然れば新資本金は貳百萬圓、株數四萬株となる。

(7) 而して株價は、恐らく舊株八拾圓、新株參拾圓位に落付くであらう(此計算は極めて非實際的ではあるが)。

(8) そこで總株式の價額は、次の計算の如く、貳拾萬圓の増加を來す。株主は何等の對價を提供しないで、之丈けの資産増加を見るのである。

増資前	¥100×20,000.....	¥2,000,000
増資後	¥80×20,000(舊株).....	¥1,600,000
	¥30×20,000(新株).....	600,000
		¥2,200,000

年久しき堅實なる經營により、多額の利益積立金を抱擁するに至つた會社に於て、此種増資を爲した例は甚だ多い。又彼のクロス・コムパニー等に於ては、毎期利益の大部分を、例へば増資準備金等の名稱により保留し、之が相當額に達したとき、新株を發行して其拂込に振替へる例も、往々にして見るところである。

(ロ) 負債を株金に振替ふるもの

此種増資は、多くの場合紊亂又は萎縮せる會社に於て、負債整理策として、其債權者に懇請し、債權を新株に振替ふるにより見るもので、性質上新株は通常優先株である。此間の事情に就ては、既に曩に述べたから再言しない。然るに例外的場合として、繁榮せる會社に於て、新株を發行するに當り、會社の債權者に對し、其債權を新株に乗換を許すことがある。勿論此場合には、新株は優先株とは限らぬのである。多くは會社が有利に債務を起さうとする一手段として採らるゝもので、例へば社債の發行に當り、社債權者に對し將來新株發行の際、優先募入權又は特價引受權を附與して置き、而して實際増資を見た場合には、其社債を新株に乗換へしめる。今此豫約により、社債放資家は普通標準以下なる低利社債を引受けるに至るのである。此種社債の一種として、Convertible Bond といふものがある。主として米國に見るところであるが、通常發行後一定の時期に於て、所有者の希望により、或割合を以て同

會社の株式と引換ふことを豫約せるもので、此作用により、社債に妙味を與へ、會社が有利に債務を起し得るのである。

第三款 増資の手續

我商法によれば、増資即ち新株の發行は、會社資本の増加を來し、從て定款の變更を見るに至るので、先以て所謂特別決議の方法により、株主總會の承認を得なければならぬ。通常總會に於て其大綱たる増資額、新株發行方法、増資に伴ふ定款變更の件等を決議するのである。若し新株に對し、現物を以て出資する者があるときは、其出資者の氏名、其出資財産の種類、價格及び之に對して與ふべき株式の數を、以上の決議と同時に決議することを要する。次に取締役は株式申込證を作るのであるが、之には次の諸項を記載することを要する。

(1) 會社の商號、(2) 増加すべき資本の總額、(3) 資本増加の決議の年月日、(4) 第一回拂込の金額、(5) 額面以上の價格を以て株式を發行する場合に於

ては其旨、(6) 現物出資を爲す者あるときは、之に關し決議したる事項、

(7) 優先株を發行する場合に於ては、其種類及び其各種の株式の數、(8) 一定の時期までに資本増加の登記を爲さざるときは、株式の申込を取消し得べきこと(註二五)。

註二五 地方鐵道會社に於て、後配株(註一五参照)を發行する場合に於ては、更に次の事項を記載することを要する。

一、後配株の種類及び其各種の株式の數、二、後配株の利益配當に關する事項、三、延長線の工事の大要殊に其開業豫定期日。

而して實際に於ては、設立の場合と同じく、印刷を以て以上法定事項の外、株式申込人の参考となるべき他の種々の事項をも書入れてある。今新株の申込をしやうとする者は、此申込證用紙二通を申込取扱所から申受け、其各通に同文を以て、自己の引受けむとする新株の數及び住所を、又若し額面以上の價格を以て株式が發行される場合には、其引受價格、及び數種の優先株が

發行される場合には、引受くべき株式の種類、並に各種の株式の數(註二六)を補記し、之に記名捺印して差出す。今此申込證二通を要するは、設立の場合に説明したところと同様の理由によるのである。但し現物を以て出資する者は、此用紙を書入れる必要はない。之は通常任意の形式の株式引受證を差出す。而して亦株式申込證と同様の理由で、同文二通を要するのである。

註二六 地方鐵道會社に於て、數種の後配株を發行する場合亦同じ。

新株を放資公衆より募集する場合の手續は、大體設立の際述べたる所と同じであるから、重複を虞れ再説しない。唯我國で、株式のアンダーライチングが、既往に於て僅少なから行はれたことは、既に設立の場合に述べたところであるが、それは大抵新株發行の場合であつた(註二七)。

註二七 設立の場合の例としては、往年藝備輕便鐵道株式會社の設立に際し、東京の三大株式業者が共同して其株式八千株を、此方法によつて引受けたことがあるが、其後之を聞かない。然るに増資の場合の例としては、之より後のことであるが、歐洲戰爭の中期、大阪の四大株式業者が共同して、宇治川

電氣株式會社及び久原鐵業株式會社の新株式を、次で大阪のニビルプロイカ
 一 銀行及び一株式業者が共同して、二三の大會社の新株式を、亦同様の方法によつて引受け、又大正十三年頃、神戸の證券業者が共同して、兵庫縣農工銀行の新株式に就き、之に倣つた等の數個の事實を見たのである。

斯くて新株總數の割當が確定したときは、遲滯なく各新株に付き、四分の一を下らざる第一回の拂込を爲さしめる。若し額面以上の價格を以て株式を發行したならば、其額面超過額、即ち所謂プレミアムは、之と同時に拂込ませることを要する。若し期日までに右の拂込なき場合は、設立の場合に準じ、引受人を失權せしめて、更に株主を募集するなり、又は強制履行の手續を採ることが出来る。尙ほ現物を出資する者がある場合には、其履行の程度及び時期は、設立の場合に述べたところに準じ、豫め取決めて置くべきであるが、若し何等の取決めがしてなかつたときは、亦設立の場合に述べたところに準じ、其履行を爲さしむべきであらう。

以上の拂込が完了したときは、遅滞なく新舊兩種株主に對し、株主總會召集の通知を發し、而して此總會では、取締役は先以て新株募集の經過を報告し、次に監査役は、新株總數の引受、及び右に對する第一回の拂込の完否を調査して、之を總會に報告する。今總會が右の報告に疑問を抱いたならば、特に検査役を選任して、代つて右調査及び報告を爲さしめることが出来る。併し斯様なことは、實際は稀有である。尙ほ現物出資に關する分は、此總會で取締役が同時に其報告を爲すこととなる。扱て若し引受なき株式、第一回拂込未済の株式、又申込の取消されたる株式があつた場合には、取締役は連帶して其引受又は拂込を爲すことを要するものとせられて居る。

第四款 増資の登記

我商法によれば、會社は右總會終結の日より二週間内に、其本店及び支店の所在地に於て、次の事項の登記を爲すことを要する。

(1)増加したる資本の總額、(2)資本増加の決議の年月日、(3)各新株に付

き拂込みたる株金額、(4)優先株を發行したるときは、其種類及び其各種の株式の數(註二八)。

註二八 地方鐵道會社に於て後配株を發行したるとき亦同じ。

尙ほ以上登記事項中、後日に至り變更を生じたる場合は、其變更登記を爲すを要すること申すまでもない。

右登記の効力として、以後に於ては株式引受人は、假令其申込が詐欺又は強迫に基いたものであつたにしても、最早其申込を取消すことは出来ぬこととなり、又茲に甫めて新株券の發行、新株の讓渡、又は讓渡の豫約を爲すことが出来るに至る。

第五款 新株券の發行

會社は以上の登記を済ましたならば、早速新株券の調製に取掛るべきである。其券面に記載すべき事項に就ては、既に第三章第一節第八款株券の項に於て述べたところである。

附說 所謂變態増資に就て

我商法は、新株は舊株の全額拂込後でなければ發行することを得ないものとして居る。是れ當然の規定であつて、諸國に於ける新立法例も、亦皆同様のことを規律して居る。唯合併により存続する會社が、新株を發行する場合（詳細後章説明）は、此規定に拘泥するを要しない、即ち假令存続する會社に一部拂込の株式が存することも、之を其儘として新株を發行することを妨げないのである。現に多くの會社を合併した會社に於ては、數種の一部拂込株式の存するものがある。又地方鐵道會社及び軌道會社は、それ〴〵其特別法により、線路の延長又は改良を目的とする場合には、監督官廳の認可を受けて、現に一部拂込株があつても、其拂込をしないで、新株を發行することが出来るものとされて居る。是れ鐵道の改良及び普及を促進せむため、若し株主が拂込を喜ばない場合には、新たに株主を募り、之により資金の調達を可能ならしめむとしたものである。次に我保險業法及び獨逸の商法は、所謂保證責任の

實を擧げしめむため、保險會社に對して同様の例外を認めて居る。

然るに普通の會社に於ても、或は公稱資本金を可及的大ならしめむため、或は事實上多數の少額株を發行せむため、或は新資本家を求めむため、又或は會社又は株主、特に通常後者が、特殊の利益を得むため（等）に、形式は合法なるも、事實は前記商法の規定に違反して、新株の發行を爲すものがある。所謂變態増資とは、之を指すのであつて、其手段は通常同會社關係者を中心として、別に一會社を設立し、其設立登記を濟ませた後、即時兩會社合併の手續に出づるものである。從來我大中會社の中に、此種手段によつて増資を爲したものは尠からずある。

第二節 減 資

第一款 減資の種類と其内容

此處に減資とは、株式會社が其資本金を減少するをいふ。今日普通に行は

る、減資は、通常財政整理を目的として、欠損又は不良資産を帳簿より除却せむため、一部株金を切捨てるものであるが、又偶々株主に對し、株金の一部を現實に拂戻すか、或は未拂込株金あるとき、其一部又は全部の拂込義務を免除する等の方法によるものもある。前者は單なる勘定の振替なるが故に、之を形式的減資といひ、又後者は之により、會社が現實に資産を失ふに至るが故に、之を實質的減資といふ。以下二者の内容を別々に説明する。

一、形式的減資

前說せる如く、株金の切捨即ち所謂形式的減資は、通常會社が經營に失敗し、又は不豫の事變に遭遇して、巨額の欠損を生じ、乃至不良資産を持つに至つた場合に、此等を除却して財政を整頓し、依て更に營業の挽回を計らむとするために行ふものである。即ち此種會社が、其餘喘を以て巨額の欠損を填補し、乃至不良資産の償却を行ふことは容易でない。されば株主は永く無配當の苦を嘗めなければならぬ、のみならず、株價は暴落し、且つ其流通性

を失ひ、株主は此點に於て亦大なる打撃を蒙る。尙ほ此種會社の立直しを行ふには、既に述べたる如く、新資金を調達することを普通であるが、不整理の儘では、新株の募集は絶望であるし、又起債するにも、實際上多大の困難がある。茲に欠損乃至不良資産の勘定を、一部株金と振替へて帳簿より抹消し、以て財政の充實を行ふのである(註二九)。

註二九 尤も若し積立金其他の保留利益あらば、順序として先づ之を取崩して、欠損の填補乃至不良資産の償却を行ふべきであるが、斯かる状態に立到れる會社には、最早多くは其存在を見ないであらう。

形式的減資は、尙ほ偶々此他の目的を以て行はるゝことがある。今其重なる場合を想像するに、次の如きものがある。

(イ)積立金を作らむため 積立金の存在は、種々の點に於て利益があるので、之を作る一手段として、或は一部株金を積立金に振替へ(之により所謂公示積立金が現はれる)、又或は引下げの必要な資産、特に固定資産の評価を切下

ぐるにより、損失を計上し、之と株金と振替ふる（之により所謂秘密積立金が生ずる）により、此種減資を行ふものである。就中後者の方法は、無形資産の償却を急ぐため、往々にして行はるゝところである。

（ロ）配当率引上のため 配当率の過小なるは、種々の點に於て不利益がある。そこで又（イ）と同様の手段により、此種減資を行ひ、以て株数を減少し、同額の配当資金を以て、從來の配当率を引上げるのである。

（ハ）株價引上のため 株價の過當に低きは、亦種々の點に於て不都合がある。そこで亦同様の手段を以て、自然株價の騰貴を計るのである。

（ニ）普通株によつて増資を行はむため 現在株價が額面以下にある場合には、普通株を増發することも、應募者はあるまい。今之を可能ならしむるため、亦同様の手段を以て、株價を額面以上に引上げむとするもので、既に前節第二款に述べたところである。

（ホ）優先株を廢止せむため 普通株金に就き、亦同様の手段により、此種減

資を行ひ、以て優先株の特權を消滅せしむるものである。

（ヘ）同等の條件を以て他會社と合併せむため 劣位にある會社が、亦同様の手段により、此種減資を行ひ、以て優位にある會社と、同等の條件を以て合併を行はむとするものである。

（ト）失權株を整理せむため 競落人なき失權株を始末するため、其分に相當する株金を切捨てるのである。

二、實質的減資

實質的減資は、曩にも述べた如く、株主に株金の一部を現實に返還するか、或は株式に未拂込の部分あるとき、其一部又は全部の拂込義務を免除するか、の二者孰れか其一つを行ふか、又は此等兩者を併行するものである。

凡そ企業は年を経るに従ひ、漸次膨脹するを本則とし、從て之に要する資金は愈々多きを要するを普通とする。されば通常企業財源の主要部を占むる株金も、益々大なるを要する譯であるが、企業によりては、其一旦株主より

受入れたる拂込金の一部が不要若くは不利益となり、又は將來拂込を豫期せる未拂込部分の一部若くは全部が、不要となることがある。此等の場合には、其不要又は不利益の部分は、或は現實に返還し、又或は其拂込義務を免除するに至るのである。今其重なる場合を想像するに、大要次の如きものがある。

(イ)特定の物件を處分する目的を以て設立せられたる會社に於て、其物件を株金を以て取得せる場合には、其物件の處分に從ひ、漸次其部分に相當する拂込金は、前途全く不要となる。例へば特定の鑛山經營を目的とせるものに於ては、其投下資本は鑛物の形に於て漸次回収せられ、又特定の土地處分を目的とせるものに於ては、其投下資本は土地の賣却により次第に回収せられ、而して其全部又は一部は、前途全く不要となるのである。

(ロ)事業の進行に伴ひ、又は業務縮小の結果、當初準備又は豫期せる資本の一部が、前途全く不要なることが分明となることがある。

(ハ)或企業は、其或部門が引合はざるため、之を廢止して投下資本を回収するか、或は借入資金を以て、入替を行ふを利益とすることがある。

(ニ)非常時に一時的に供用する株金が、不斷其運用難なる場合、借入資金を以て代位せしむるを利益とすることがある。

實質的減資は、此他特殊の例としては、

(a)株主數を減少せむとして、主として小株主に對し、株金を返還する場合

(註三〇)。

註三〇 勿論此爲め資金不足を生ずる場合には、債務其他の方法により補充の途を講ずべきである。

(b)現に相當の利益配當を行へるに拘らず、特殊の理由により、株價が格安なるとき、配當節約(?)を行はむ等のため(註三一)、

註三一 例へば一株五拾圓全額拂込株式に對し、現に年一割の配當を爲せるに拘らず、特殊の理由で相場が四拾五圓なるとき、會社が假に年利八分の

借金を以て、株式を買い入れ消却(後説)するとき、次の計算の通り、爾後一
株につき一箇年壹圓四拾錢の支拂を節減し得る。

$$¥50,00 \times 0,1 = ¥5,00 \dots \dots \text{従来一株に對する配當額}$$

$$¥45,00 \times 0,08 = ¥3,60 \dots \dots \text{株買入に要する借金の利子}$$

更に又會社は、此場合に於ては、之により一株につき五圓(¥50,00[一株の
金額]-¥45,00[一株買入代金])の減資益を得るのである。

最近の事例として、昭和四五年の交、金解禁の脅威により株價の異常な
下落を見た會社の中に、之を行つたものがあつた。

(c)次款に述べる變態の減資(株主に配當すべき利益を以て株式の消却を行ふもの)等がある。

第二款 減資の方法

減資の方法には、(イ)株金額の減少によるもの……株數は其儘として、總
株式につき一株の金額を減少するもの、(ロ)株式數の減少によるもの、及び
(ハ)株金額並に株式數の兩者の減少によるもの、三種がある。今(イ)の方法
は、従來我國には一二の例外を除き、殆んど其實例を聞かない。それは我株

式會社は、曩にも述べた通り、大抵一株五拾圓制を採用して居る。今之を改
めて、例へば貳拾五圓とか、又は貳拾圓とかにすることは、其株の人氣を落
し、又違法でもあるとの説が有力なるためである(註三二)。次に(ロ)の方法は、
従來我國で一般に採用されて居るものであつて、其手段としては、所謂株式
の併合、株式の消却、及び以上兩者を併行するもの、三通りある。今株式の
併合とは、例へば株主から五株を取上げて、之に對して四株を與へるが如く、
數個の株式を併せて之を少數の株式と爲すことをいひ、又株式の消却とは、
特定の株式を會社に取得し、依て之を消滅せしむることを指す。最後に(ハ)
の方法は、前述せる如く、今日我國に(イ)の方法が殆んど其實例を見ないの
で、亦自然殆んど之を聞かないのである。

註三二 従て此例を見たのは、一株百圓なりしものを五拾圓に引下げた様な場
合であつた。

實質的減資の變態なるものとして、株主に配當すべき利益を以て、株式を

消却する方法に基く減資がある。即ち我商法は、株式の消却は、原則として資本減少の規定によらなければ出来ないものとして居るが、定款の定むるところに従ひ、株主に配當すべき利益を以てすれば、右規定の例外を許して居るので、從來此方法を以て、株式を消却したものが往々にしてある。而して之により、當然法律上の減資ありたるものと爲すか否かに就ては、學者間に議論があるが、實際は從來一般に、之と同時に其金額丈け減資の手續を爲して居るといふ。唯此變態なる減資は、會社が基礎の鞏固を期するためか、或は不要資金を拂戻すためか、其他の積極的行動であつて、業況が減資を強要する場合でないことが普通であるので、其消却代價は、普通の減資の場合(後説)とは異なり、拂込株金額以上たることが多い。

第三款 減資の手續

減資は増資と同じく、資本の變更を來し、從て定款の變更を見るに至るので、之が實行には、先以て株主總會の特別決議を経なければならぬ。我商法

は、以上の決議を爲すと同時に、同様の決議方法により、減資の方法をも決議することを要するものと規定して居る。尤も其細目は、或程度まで之を取締役に一任してよろしいものと解釋されて居る。次に會社は、合併に關する規定(後説)に準據し、右決議の日より二週間内に、財産目録及び貸借對照表を作り、又會社債權者に對し、二週間を下らざる一定の期間を定め、其期間内に異議(あらば之)を申述すべき旨を公告し、且つ知れたる債權者には、一々其旨の催告を爲すことを要する。右公告は知れざる債權者の有無に關せざることとは勿論、假令債權者なしと信ずる場合も、之を爲すことを要するものとの解釋が有力である。而して以上の公告及び催告を爲したる結果、其申出期間内に、債權者が異議を述べなかつたならば、其債權者は減資を承認したものと看做される。又若し異議を述べた債權者があつたならば、會社は之に對して期限に拘らず辨濟を爲すか、又は相當の擔保を供することを要する。若し會社が右公告を爲さずして減資を實行した場合は、債權者の異議申出の有

無に拘らず、總債權者に對して其減資を對抗し得ない。又右催告無しに減資を實行した場合は、其催告を受けなかつた知れたる債權者に對しては、其減資を對抗することが出来ない。又若し右辨濟又は擔保の提供を爲さずに、減資を實行した場合は、其異議を述べた債權者に對しては、其減資を對抗することは出来ないのである。唯右何れの場合に於ても、減資其ものは無効ではない。

扱て以上公告及び催告の期間を經過し、且つ異議を述べた債權者には辨濟を爲し、又は擔保を供した上は、會社は茲に減資を實行してよろしい。即ち、前掲(イ)の方法(一株の金額を減少するもの)による場合は、直ちに株券の書換に取掛り、而して其内一部拂込株金を返還するものは、同時に其返還を行ふ。又前掲(ロ)及び(ハ)の方法(株式數を減少するもの及び一株の金額を減少し併せて株式數を減少するもの)による場合は、先以て株式の併合又は消却の手續を爲し、然る後其單なる株式の消却の場合を除き、前記(イ)の場合と同様の手續に移るのである。唯

曩にも述べたる如く、從來我國では、一般に單なる株式の併合又は消却の方法が行はれて居る。即ち形式的減資及び拂込義務の免除を爲す場合は、多く併合により、又株金額の返還を爲す場合は、多く消却によつて行はれて居るのである。次に株式併合及び消却の二種の手續を概説する。

◎株式併合の手續

我商法は、株式併合の手續を規定して居る。即ち之によれば、會社は先づ株主に對し、三箇月を下らざる一定の期間を定めて、其期間内に株券を提供すべき旨、及び其期間内に之を提供しないときは、株主の權利を失ふべき旨を通知する。又之と同時に、右通知事項を公告する。今會社が以上の手續を履みたるも、右期間内に株主が株券を提供しなかつたときは、其權利を失ふ。又株主が株券を提供しても、併合に適しない分(註三三)があるときは、其分は亦同様に失權せしめる。而して以上二つの原因によつて、失權株主が生じたときは、會社は遲滞なく其氏名住所及び株券の番號を公告することを要する。

次に會社は新たに株券を發行し（之を代りに株主に交付するのであるが）、其内以上失權株に對する分丈けは競賣し、其代金を株數に應じて従前の株主に交付するのである。尙ほ商法は従前の株式を擔保に取つて居た債權者等を保護するため、株式併合の場合に於て、従前の株式を目的とする質權は、併合によりて株主が受くべき株式及び金錢（即ち競賣代金）の上に存する旨を附言して居る。

註三三 例へば五株を併せて四株とする場合に於て、六株を持つて居る株主が、右六株を提供したとして、其内何れか一株は併合に適しないのである。

◎株式消却の方法

前に寸説した如く、我國では從來株式の消却は、多く株金返還の場合に行はれて居る。換言すれば、所謂有償消却が行はれて居るが、今其方法としては、或は豫め一定の代價を定め、之を以て按分比例又は抽籤の方法により買入るゝもの、或は競争入札（最低の價格を申出た者を落札者とするのである）又は個々の株主との協定により、買入れるもの等が行はれて居る。唯其價格は、凡そ減

資の性質上、多くは拂込株金額以下に決着し、而して此差額は、或は缺損の填補に充て、又或は公秘の積立金として社内に保留して居る様である。

第四款 減資の登記

以上減資の手續を完了したならば、會社は爾後二週間内に、本店及び支店の所在地に於て、其登記を爲すことを要するのである。

第六章 整理

第一節 前記

此處に整理とは、紊亂又は萎縮せる營業の整頓甦生を計るをいふ。斯かる意義に於ける會社整理の手段として、既に前章に於て、優先株の發行及び減資、特に形式的減資を擧げたが、此他尙ほ幾多のものがある。次に其重なるものを列擧し、且つ聊か説明を附加して見る。

第二節 整理の手段

一、經費の節減及び内部組織の革新

營業經費は兎角膨脹し易く、又内部組織は兎角必要を超えて多端複雑化する傾があるが、兩者共自然企業の利益を削減するものである。されば會社當

局は、不斷に此等事實に思慮を至すべきであるが、一朝社業の根本的立直しを行はむとするに際しては、徹底的に經費の節減及び内部組織の革新を行ふべきで、こは凡そ會社の整理に當り、先以て採るべき途である。唯其具體的方法に至つては、事實に直面して攻究すべきもので、從て此處に擧げること避ける。

二、債務元金又は利子の減免、若くは支拂延期

紊亂又は萎縮せる會社は、多くは過大なる債務を有し、又從て利子支拂上の負擔過重の状態にあること、既に前章に述べたところである。斯かる會社に於ては、債權者と協定して、元金又は利子の減免、若くは支拂延期を計るを要する。今其方法として従來見るは、其元金に就ては、一部免除、年賦辨濟、出資振替等、又其利子に就ては、全部又は一部の免除、若くは輕減、支拂延期等である。而して右の内出資振替は、株式會社に於ては、従來債務元金始末の重なる手段として採られたるところであつて、通常優先株を發行し

て債務と相殺すること、既に前章に述べたところである。

三、一部株金の切捨及び新資金の調達

紊亂又は萎縮せる會社は、多く巨額の缺損乃至不良資産を持つ。又必ずや其經營資金は、極度に涸渇して居る。茲に斯かる會社に於ては、先以て一部株金の切捨(即ち形式的減資)により、右缺損乃至不良資産を除却して、財政の内容を充實し、然る後優先株を發行するにより、或は社債其他の債務を起すにより、特に前の方法により、新資金を調達すべきである。而して其詳細なる手續は、亦既に前章に述べたから、再言を省く。

四、整理會社の設立

紊亂の度大なる、特に負債に悩める會社にありては、屢々別に整理のための一會社を設立し、之に前者の主部資産を出資として提供し、又は賃貸し、之により收得する配當金又は賃貸料を以て、徐ろに整理を行ふことがある。近時漸く増加の傾向がある様である。

五、重役大株主の出捐

重役大株主、特に前者が出捐して、缺損の填補を行ふことがある。銀行、保險會社等には尠からず其例を見る。唯實際に於て、之のみによつて整理が完成することは少く、従て多くは他の方法と並び行はれるのである。今重役が出捐するは、其德義上の責任に發するも、大株主が之を爲すは、多く自己の損害を輕減せむためである。詳言すれば、然らずんば他の整理法を講ずべきに、其が却て不利であるか、或は好ましからざる場合に、之に代へて行ふものである。尤も大株主が此方法に出づるは、自己が單獨に、又は他の大株主と共に、……此場合には勿論他の大株主も相當の出捐を爲すのである……其會社の株式の大部分を所有する場合に限るのである。

我國に於ては、銀行が破綻したときは、其重役は私財を提供すること、近來の慣例となつて居る。社會性大なる會社に於て、其重役の放漫に基く不始末は、漸次一般論議の度を増しつゝあるが、自然重役の德義的出捐も、此方